

すまいるプラン周南

周南市男女共同参画基本計画

平成30年度

男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況

(報告書)



令和元年8月

周南市人権推進課男女共同参画室

はじめに

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

周南市でも、この法律の趣旨に沿って平成 16 年 3 月に基本的な考え方と推進の方向を示す「周南市男女共同参画推進条例」を制定し（平成 16 年 4 月 1 日施行）、平成 17 年 3 月にはこの条例に基づく男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」を策定して総合的で計画的な推進を図っています。

この「すまいるプラン周南」では、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、生き生きと活躍するとともに責任を担う、男女共同参画社会の実現に向けて 6 つの基本目標を掲げています。また、各々の目標達成のための具体的な施策を体系的に示し、男女共同参画推進事業をはじめ各部署で関連事業として取り組んでいます。なお、平成 22 年 3 月に具体的な施策の見直しを実施し、平成 27 年 3 月には「第 2 次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)」を策定しました。

この報告書は、周南市男女共同参画推進条例（平成 16 年周南市条例第 7 号）第 17 条（年次公表）に基づき、基本計画に掲げた施策について、平成 30 年度中に実施した男女共同参画推進事業及び関連事業をまとめ、周南市の男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を報告するものです。

なお、実施事業については、事業が複数の基本目標に該当する場合は、重複して掲載しています。

報告書の構成

周南市の男女共同参画推進の概要について （男女共同参画社会の実現に向けての取り組みの概要を示しています。）	P 1 ～ P 2
平成 30 年度の男女共同参画推進の状況について （基本計画に掲げた 6 つの基本目標ごとの推進状況（概要）を示しています。）	P 3 ～ P 4
平成 30 年度の男女共同参画推進事業・関連事業の実施状況について （基本計画に掲げた施策について関連事業を調査し、その実施状況を示すとともに、今後の事業推進について担当課の取り組み方針を示しています。 課名は、平成 30 年度に実施した課の名称を記載しています。）	P 5 ～ P 48
基本目標 1 男女共同参画に向けた意識づくり・人づくり	・・・ P 5 ～ P 10
基本目標 2 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現	・・・ P 11 ～ P 19
基本目標 3 あらゆる分野における男女共同参画の促進	・・・ P 20 ～ P 30
基本目標 4 男女が共に働くための環境整備	・・・ P 31 ～ P 39
基本目標 5 自立を支え健康で安定した生活のための環境整備	・・・ P 40 ～ P 45
基本目標 6 市民との協働と推進体制の整備充実	・・・ P 46 ～ P 48
周南市男女共同参画推進体制組織図	P 49
第 2 次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）～目標指数に対する達成状況～	P 50

周南市の男女共同参画推進の概要について

男女共同参画においては、男女の平等を基本とした上で、男女が各々の個性に基づいて能力を十分に発揮すること、また、男女が公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野（職場、学校、地域、家庭等）で意思決定過程に参画することが重要であることから「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年 6 月に制定されました。本市においても、この基本法の趣旨に沿って周南市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画の推進を行っています。

* 男女共同参画社会とは？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

—男女共同参画社会基本法 第2条—

* 男女共同参画と制度や慣行は？

国をあげてさまざまな男女共同参画への取組が進められています。

こうした取組が「男らしさ」や「女らしさ」、また、日本の伝統・文化を否定するものではないか、専業主婦を否定するものではないか、といった論議がされましたが、男女共同参画はこうしたことを否定するものではありません。

しかし、「男らしさ」「女らしさ」を強調しすぎたり、パターン化してしまうことは、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができなくなる場合があります、問題があるとされています。

—国会質疑を参考として—

* 「社会的性別」（ジェンダー）の視点とは？

人間には生まれつきの生物学的性別があり、一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた男性、女性の別があり、これを「社会的性別」（ジェンダー）といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

生物学的に男女に違いがあることを前提としながら、社会的性別（ジェンダー）にとらわれることなく、一人ひとりの多様な個性や能力を尊重し、多様な選択を認め合うという考え方で、男女共同参画を推進します。

—国の男女共同参画基本計画（第2次）を参考として—

***第2次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）は？**

【計画の名称】 男性と女性が社会の対等なパートナーとして、一人ひとりのライフステージで輝きを放ち、誇りを持って笑顔で暮らすことができる社会の実現は、男女共同参画社会のめざすところであり、社会の核となる男女一人ひとりが生き生きと輝いてはじめて、まちが輝き活気に満ちた社会ができると考え、この計画の名称を「すまいるプラン周南」としています。

【計画の期間】 本計画は、平成 27（2015）年度から平成 36（2024）年度までの 10 年間の計画です。なお、平成 27 年度から平成 31 年度までを前期計画とし、その中で具体的に取り組む施策を重点項目として掲げます。国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

【計画の基本目標】

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| 基本目標 1 | 男女共同参画に向けた意識づくり・人づくり |
| 基本目標 2 | あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現 |
| 【周南市 DV 防止基本計画】 | |
| 基本目標 3 | あらゆる分野における男女共同参画の促進 |
| 基本目標 4 | 男女が共に働くための環境整備 |
| 基本目標 5 | 自立を支え健康で安定した生活のための環境整備 |
| 基本目標 6 | 市民との協働と推進体制の整備充実 |

【計画の体系】 各々の目標達成のための重点項目（26 項目）と、この重点項目に取り組む具体的な施策（58 項目）を体系的に定め、総合的かつ計画的に推進することとしています。

ここに、58 項目の具体的な施策に対して、平成 30 年度中に実施した男女共同参画推進事業及び関連事業の状況を調査してまとめました。

平成30年度の男女共同参画推進の状況について

周南市では、男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」（平成27年3月改定）に男女共同参画社会の実現に向けた6つの基本目標を定め、それぞれの目標ごとに事業を実施しました。

それぞれの目標ごとの推進にあたっては、市が行っているさまざまな事業に、できるだけ多く男女共同参画の視点を盛り込み、実施することに努めました。

また、市職員自らが男女共同参画について理解し、さらに、市役所が一つの事業所として男女共同参画を実践する職場となることが重要であり、この職場環境づくりにも取り組みました。

平成30年度男女共同参画推進事業は、概ね総合的かつ計画的に実施され、目標達成に向けて前進しています。

今後とも、男女共同参画社会の実現を目指し、引き続きそれぞれの施策や事業を積極的に実施し、全市的な推進を図っていきます。

基本目標ごとの推進状況（概要）は次のとおりです。

基本目標1～6の推進状況(概要)

基本目標1 男女共同参画に向けた意識づくり・人づくり

男女共同参画社会の実現には、まず、男女共同参画について理解し、自ら行動するための意識づくり・人づくりが重要です。こうした意識啓発として、男女共同参画推進事業、人権推進事業、人権教育事業などによる啓発、生涯学習事業による学習活動など、各所管が連携して目標に取り組みました。

しかし、こうした意識づくり、人づくりは単年事業で成果が上がるものではなく、今後も継続的な啓発や学習活動が必要となります。

基本目標2 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

【～周南市DV防止基本計画～】

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、男女共同参画社会の実現を大きく阻害する社会的な問題です。「暴力を許さない社会づくり」の意識啓発活動を継続的に行い、関係機関との連携をさらに深め、複雑化している相談内容に対応するため相談・自立支援体制の充実を図り、被害者支援に向けて取り組んでいます。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の促進

社会のあらゆる分野で男女が共に参画することは、多様な価値観や新たな発想により、活力ある社会の発展につながり、男女共同参画社会の実現に非常に重要です。しかしながら、政策・方針決定過程への女性の参画として、本市の審議会等における女性委員の登用率や係長以上の女性職員の割合は、十分に進んでいるとはいえ、さらに継続した取組が必要です。一方で自治会長に占める女性の割合は活動の担い手と役職における男女の平等が進んできております。

また、あらゆる分野に男女が共に参画するためには、性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、家事、育児や介護に男女が共に携わることが必要です。今後も継続して、さまざまな分野での意

識啓発や意識改革を図っていくことが必要な状況にあります。

基本目標 4 男女が共に働くための環境整備

職業生活と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、男女が共に働く環境整備については、イクボスの普及啓発、多様な働き方や柔軟なライフスタイルに対応する就業と子育てや介護との両立支援の充実を図り、固定的性別役割分担意識やライフスタイルの見直しに向けた啓発活動を進めています。

男女が性別にかかわらず、共に働きやすい職場づくりを進め、仕事と家庭、地域活動を両立できるような環境整備や意識啓発に取り組む必要があります。

基本目標 5 自立を支え健康で安定した生活のための環境整備

女性や男性がどちらかに依存する関係ではなく、あらゆる分野で主体的で健康に生活することが望まれています。固定的性別役割分担意識を見直す啓発講座や健康に関する講座等を通して、女性も男性も自立して支え合う男女共同参画意識の啓発や男性のための料理教室など、意識啓発と実践講座による取組を進めています。

全国的に高齢単身世帯等が増加しており、この目標については男女共同参画の視点だけでなく、若年層から高齢層まで「ひと」として幸福に生きるための施策として市全体で取り組んでいます。

また、団塊の世代をはじめとするシニア世代については、いわゆる「地域デビュー」といわれる地域でのコミュニティ活動などの地域活動への参加や男性の家庭内自立の支援について活動経験を通して実践的な能力を向上させることができるよう、今後ますます、生涯学習事業との連携による施策の推進が必要になります。

基本目標 6 市民との協働と推進体制の整備充実

男女共同参画を推進するためには、市の政策、施策の推進体制の整備に加えて、市民から市民への理解を深める啓発活動や市民自らが実践する体制づくりが重要です。

平成 30 年度周南市男女共同参画セミナーの開催については、その企画や運営を男女共同参画推進に取り組む市民団体に委託することにより、市民の主体的な取組を図りました。

また、市内各地において男女共同参画推進員による啓発用紙芝居「2 ヶ月のお留守番」「渋川のおばちゃん」「大溝ばあさん」の上演やワールド・カフェの開催等による啓発活動を行ったり、市民が編集委員となり、男女共同参画の啓発情報誌「じょいんと」を発行するなど、市民協働による男女共同参画の取組を進めています。

平成30年度の男女共同参画推進事業・関連事業の実施状況について

目標別男女共同参画事業・関連事業の実施状況

基本目標1 男女共同参画に向けた意識づくり・人づくり

(重点項目1) 人権尊重・男女平等の意識づくり

〔施策〕①男女の平等と互いの人権を尊重する意識啓発

- (ア) 小・中学校の教育課程で、各教科、道徳、特別活動などを通して、基本的人権の尊重の視点に立った人権教育を推進します。
- (イ) 公民館などにおける人権教育研修で、男女の人権尊重意識の啓発や男女共同参画推進員の地域リーダー育成も視野に入れ、意識啓発を進めます。
- (ウ) 事業所や学校などにおける男女平等のための意識啓発や、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けて、資料提供や講師派遣などの支援を行います。
- (エ) 市内高等学校等の生徒と一般市民を対象とした結婚前の交際相手との間に起こるデートDV防止についての公開講座を効果的に実施し、人権尊重意識の啓発を進めます。
- (オ) 人権に関する学習の場や学習情報、学習教材の提供を行い、人権全般についての啓発を進めます。
- (カ) 全庁的に人権尊重の視点から施策・事業を推進していくため、庁内の「周南市人権施策推進連絡協議会」を通して、職員の人権意識の醸成を図ります。

平成30年度 評価	
積極的に推進	A
現状で実施	B
縮小で実施	C

今後	
積極的に推進	A
現状で実施	B
縮小で実施	C
中止を予定	D

≪平成30年度に実施した事業≫

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	学校教育推進事業 (学校教育課)	*各教科、道徳、特別活動等を通して、基本的人権の尊重の視点に立った人権教育を進めた。その中で、男女の平等についても考える場を設けるなど、人権尊重・男女平等の意義や理念の理解、実践的な人権感覚の育成を図った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市民センター等で男女共同参画講座を実施した。 (男女共同参画公開講座、男女共同参画セミナー、男女共同参画地域講座 10回 受講者総数 1,167人)	A	A
	人権教育推進事業 (人権教育課)	*ハートフル人権セミナーを市民センター等で実施し、男女の人権尊重意識の向上を図った。(16回)	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*企業職場人権教育連絡協議会や学校へ情報誌「じょいんと」を配布し、講座やセミナー等の情報提供をした。	A	A
(エ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市内高等学校、専門学校等において、男女共同参画及びDV防止について講座を開催し、生徒と市民が参加した。(4回開催 393人参加)	A	A

(オ)	人権教育推進事業 (人権教育課) 人権啓発事業 (人権推進課)	* 学校、地域、企業への啓発ビデオの貸し出しを行った。(164 件) B B * 地域団体や地域住民に、人権に係る学習の場や学習情報、学習教材の提供を行い、人権全般についての啓発を行った。 また、市内の公共施設 42 ヶ所の人権啓発コーナーに「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」を含む学習資料を提供した。 A A
(カ)	人権啓発事業 (人権推進課)	* 全庁的に人権尊重の視点から施策・事業を推進していくため、庁内の「周南市人権施策推進連絡協議会」を通して、職員の人権意識の醸成を図った。 A A

【施策】②メディアにおける人権尊重の促進

- (ア) 市広報において、男女共同参画に関する内容を掲載し、人権意識の醸成を図ります。
- (イ) 市広報、CATV、新聞など情報媒体を利用した情報提供、広報活動に努め、人権意識の醸成、啓発を行います。
- (ウ) 市民が編集する情報誌「じょいんと」の発行を行います。
- (エ) 市が発信する広報や各種啓発資料などについて、男女の固定的な役割分担意識を反映した表現の有無など、男女共同参画の視点から十分な配慮をします。
- (オ) 生涯学習事業全体の中で、メディア・リテラシーの視点を盛り込んだ社会教育事業を推進します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	広報事業 (広報戦略課) (人権推進課)	* 市広報で男女共同参画を2回特集した。(59,000部発行) 6月男女共同参画週間特集、10月男女共同参画推進月間特集	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (全課)	* 人権意識の醸成、啓発のため、市広報、CATV、新聞など情報媒体を利用した情報提供、広報活動に努めた。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (全課)	* 情報誌「じょいんと」を発行した。(平成31年3月に4,800部)	A	A
(エ)	男女共同参画推進事業 (全課) 広報事業 (広報戦略課)	* 市が発信する広報や各種啓発資料などについて、男女の固定的な役割分担意識を反映した表現がないか、男女共同参画の視点から十分な配慮をした。 * 男女共同参画を阻害する表現がないか留意した。 平成30年度中に表現に関する問題はなかった。	A	A B
(オ)	生涯学習推進事業 (生涯学習課)	* 生涯学習事業全体の中でメディア・リテラシーの視点を盛り込み、社会教育事業を行った。	B	B

(重点項目2) 男女共同参画の視点での生涯学習の推進

〔施策〕①男女共同参画を推進する学校教育の充実

- (ア) 小・中学校の教育課程で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ、学校生活全体を通して、男女共同参画について考えていく教育を推進します。
- (イ) 男女共同参画について、各学校で実態調査を行い、自らの学校における男女共同参画への理解を深めたり、山口県人権推進指針の「分野別施策の推進」を活用した研修を行ったりすることで、男女共同参画への意識を啓発します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	学校教育推進事業 (学校教育課)	*各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間をはじめ、学校生活全体を通して、男女共同参画について考え、理解を深めた。	A	A
(イ)	学校教育推進事業 (学校教育課)	*各学校に実態調査を依頼することによって、自らの学校における男女共同参画の理解を深め、山口県人権教育推進指針の「分野別施策の推進」を活用した研修を行うことで、男女共同参画の意識を高めた。	B	A

〔施策〕②男女共同参画を推進する社会教育の充実

- (ア) 公民館活動、地域学習活動を通じて、男女の人権尊重を現代における男女共同参画の課題として考え、理解を深める研修を各地区で取り組めるよう推進します。
- (イ) 生涯学習センターの公民館で行う学習活動情報コーナーや学習イベント情報コーナー、情報誌「じょいんと」や市ホームページなどにより、わかりやすい人権学習情報を提供します。
- (ウ) 学校、地域、職場などで男女共同参画への理解を深め、男女が社会の対等な構成員として自らの意思で社会参画できるよう、時代のニーズをとらえた研修内容や学習機会を提供します。

《平成30年度に実施した事業》

(ア)	生涯学習推進事業 (生涯学習課)	*地域学習活動を通して、男女の人権尊重を現代的課題として考え、理解を深めた。	B	B
(イ)	生涯学習推進事業 (生涯学習課)	*学び・交流プラザに各市民センターで行う学習活動情報コーナーや学習イベント情報コーナーを設け、情報提供した。また、市ホームページや生涯学習情報紙「ふあいんど」で情報提供を行った。	B	B
	人権啓発事業 (人権推進課)	*地域団体や地域住民に、人権に係る学習の場や学習情報、学習教材の提供を行い、人権全般についての啓発を行った。 また、市内の公共施設42ヶ所の人権啓発コーナーに「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」を含む学習資料を提供した。	A	A
(ウ)	人権教育推進事業 (人権教育課)	*ハートフル人権セミナーを市民センターで実施し、学校、地域、職場からの参加者に学習活動を行った。(16回) また、講座の中で人権の課題として、男女共同参画に関する問題について取り上げ、ワークショップを行った。(2回)	A	A

〔施策〕③女性の参画を促進するための学習支援

- (ア) 公民館などの公共施設に設置している人権啓発コーナーやホームページ等により、女性が参画しやすく、意識啓発ができる学習情報を提供します。
- (イ) 情報誌「じょいんと」の発行や、男女共同参画公開講座、男女共同参画フォーラム、男女共同参画・企業職場ふれあい人権セミナー、男女共同参画推進員による紙芝居上演、男女共同参画地域講座などを開催することにより、女性自らの意思で社会参画するための意識啓発を図ります。
- (ウ) 市ホームページにおいて、広域的な男女共同参画の学習情報を提供します。
- (エ) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画市民活動グループ「すまいるネット周南」などの各団体へ、男女共同参画に関する情報を提供します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	* 市民センターなどの公共施設に設置している人権啓発コーナーやホームページ等により、女性が参画しやすく、意識啓発ができる学習情報を提供した。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	* 情報誌「じょいんと」の発行や、男女共同参画セミナー、男女共同参画地域講座の開催、男女共同参画推進員による紙芝居上演やワールド・カフェなどを開催することにより、女性自らの意思で社会参画するための意識啓発を図った。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	* 市ホームページにおいて、広域的な男女共同参画の学習情報を提供した。	A	A
(エ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	* 女性団体連絡協議会（徳山、新南陽、鹿野）、男女共同参画推進員、男女共同参画市民活動グループ「ともに Smile」など各団体へ情報提供を行った。	B	B



（重点項目3）社会制度や慣行の見直し**〔施策〕①男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し**

- (ア) 「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を、市ホームページや研修会などで周知を図り、市民への意識啓発を行います。
- (イ) 男女共同参画公開講座、男女共同参画フォーラム、男女共同参画・企業職場ふれあい人権セミナーなどの開催を通して、市民への意識啓発を推進します。
- (ウ) 情報誌「じょいんと」を活用し、あらゆる機会を通して、基本的な事例などを交えながら啓発していくことで、市民意識の向上を図ります。
- (エ) 男女共同参画の視点に立った社会制度について、企業対象の研修や出前講座を充実させ、意識啓発を進めます。

＜平成30年度に実施した事業＞

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	人権啓発事業 (人権推進課)	* 「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を、市ホームページや研修会などで周知を図り、市民への意識啓発を行った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	* 市民センター等で男女共同参画講座の開催を通して啓発した。 (男女共同参画セミナー、男女共同参画地域講座 10回 受講者総数 1,167人)	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	* 情報誌「じょいんと」を発行し、啓発した。(平成31年3月 4,800部)	A	A
(エ)	人権教育推進事業 (人権教育課)	* 企業との連携による研修会(1回)、講師派遣(3回)を行った。	A	A

〔施策〕②男女の固定的役割分担意識の解消と改革

- (ア) 男女が共に生活しやすい環境を考えていけるよう、ワークショップや講座などの内容を充実させ、意識啓発に努めます。
- (イ) 市の施策や事業などの中に、男女の固定的役割分担意識を反映して、男女共同参画の推進を阻害するものがないか常に留意します。
- (ウ) 男女共同参画公開講座、男女共同参画フォーラム、男女共同参画・企業職場ふれあい人権セミナー、男女共同参画推進員による紙芝居上演、男女共同参画地域講座の開催を通して啓発を行います。
- (エ) 男女共同参画について職員への意識啓発を行います。

＜平成30年度に実施した事業＞

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	* 男女が共に生活しやすい環境を考えていけるよう、ワークショップや講座などの内容を充実させ、意識啓発に努めた。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (全課)	* 市の施策や事業などの中に、男女の固定的役割分担意識を反映して、男女共同参画の推進を阻害するものがないか常に留意した。	A	A

(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市民センター等で男女共同参画講座の開催を通して啓発した。 (講座等の開催 10回 うち男女共同参画推進員による紙芝居の上演 10回、ワ ールド・カフェの開催 2回) [A] [A]
	人権教育推進事業 (人権教育課)	*ハートフル人権セミナー(2回)、企業職場ふれあい人権セミナーを開催し、「人 権尊重の習慣を身につける」ことを通じて意識啓発を行った。 [A] [A]
(エ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*職員研修の開催や掲示板において男女共同参画への意識啓発を行った。 [A] [A]



基本目標2 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現

〔周南市 DV 防止基本計画〕

（重点項目1）暴力を許さない意識づくり

〔施策〕①男女間の暴力を根絶するための基礎づくり

- (ア) 男女共同参画地域講座、市広報、市ホームページや情報誌「じょいんと」等で、DV防止の啓発と相談窓口の紹介を行います。
- (イ) DV防止の啓発チラシを、公共施設や関係者のほか、講座などで配布するなど、あらゆる機会を利用してDV防止啓発を推進します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*通年を通して、男女共同参画セミナーや講座、市広報や情報誌「じょいんと」、相談先紹介カードで、DV防止の啓発と相談窓口の紹介を行い、女性に対する暴力をなくす運動期間には文字放送や永源山公園ゆめ風車のパープルライトアップ等による啓発を行った。	A	A
(イ)	人権推進事業 (人権推進課)	*公共施設や関係者のほか、講座やセミナーで、DV防止の啓発チラシや人権啓発パンフレットの配布、文字放送や永源山公園ゆめ風車のパープルライトアップ等による啓発を行った。	A	A

〔施策〕②配偶者等からの暴力に対する相談、支援体制づくり

- (ア) 市広報や情報誌「じょいんと」でDV相談窓口を掲載するとともに、市ホームページにおいて相談窓口の紹介をしていきます。今後、市民が気軽に相談できるようにさらなる啓発を行い、相談に対応できる体制の強化と関係機関との連携を図ります。
- (イ) DV相談関係職員研修へ職員を派遣し、相談関係者の資質向上を図ります。
- (ウ) DV相談に関して、警察、法務局など、関係機関との連携を密に図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*通年を通して、男女共同参画セミナーや講座、市広報や情報誌「じょいんと」、相談先紹介カードで、DV防止の啓発と相談窓口の紹介を行い、女性に対する暴力をなくす運動期間には文字放送や永源山公園ゆめ風車のパープルライトアップ等による啓発を行った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (関係課)	*DV相談関係職員研修へ職員を派遣し、相談関係者の資質向上を図った。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (関係課)	*DV相談に関して、警察、法務局など、関係機関との連携を図った。また、関係機関によるDV相談連絡協議会を開催した。	A	A

【施策】③DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

- (ア) DVをテーマとした講演会を継続的に行い、あらゆる機会を利用した、効果的な啓発事業の実施を行います。
- (イ) パンフレットやポスターなどを掲示し、情報提供を行います。
- (ウ) 関係部署・関係機関と連携し、DVの早期発見に努めます。
- (エ) DVの相談を受けた際には、関係機関と連携し、速やかに対応していきます。
- (オ) 市民からの相談を受け、内容を傾聴し、必要とされる支援を行うため、家庭児童相談員を配置します。また、安全確認等対応員を配置し、虐待通告に対して迅速な対応が確保できる体制に努めます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市内高等学校、専門学校等において、デートDV防止についての講座を開催した。(4校 受講者総数 393人)	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*パンフレットやポスターなどの掲示や、文字放送や相談先紹介カードにより情報提供を行った。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (全課)	*関係部署・関係機関と連携し、DVの早期発見に努めた。	A	A
(エ)	こども家庭相談事業 (生活安全課) (次世代支援課) (全課)	*女性相談員を配置し、DV及び女性保護に関する相談を受け、関係部署・関係機関と連携し、加害者の追跡から被害者を保護する措置を講じた。(平成30年度のDV相談件数 283件 うち生活安全課市民相談センター5件 こども家庭相談室 278件)	A	A
(オ)	こども家庭相談事業 (次世代支援課) (全課)	*子ども・子育てに関する相談やDV及び女性保護に関する相談を、専任の家庭児童相談員及び女性相談員が受けた。 また、虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。(平成30年度児童家庭相談新規受付件数 351件 うち虐待対応件数 58件)	A	A

【施策】④若い世代への啓発・教育

- (ア) 県が作成した学習展開例「男女相互の望ましい人間関係の在り方」などを活用し、特別活動などでデートDVについて学習することを通して、暴力の未然防止の意識づくりを図ります。
- (イ) 高校生などを対象にデートDV防止講座(市民公開講座)を開催し、早期発見につながる啓発活動に努めます。
- (ウ) 対象者などに応じたDV講座を計画的に実施していきます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	学校教育推進事業 (学校教育課)	*県が作成した学習展開例「男女相互の望ましい人間関係の在り方」などを活用し、特別活動などでデートDVについて学習することを通して、暴力の未然防止の意識づくりを図った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市内高等学校、専門学校等において、デートDV防止についての講座を開催した。(4校 受講者総数 393人)	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市内高等学校、専門学校等において、デートDV防止についての講座を開催した。(4校 受講者総数 393人)	A	A

(重点項目2) 相談・連携体制の整備・充実

〔施策〕①相談体制の整備・強化

- (ア) 大人や子ども自身からの相談を受け、内容を傾聴し、必要とされる支援を行うため、家庭児童相談員を配置します。また、安全確認等対応員を配置し、児童虐待の通告に対して迅速な対応が確保できる体制の整備に努めます。
- (イ) 学校生活アンケートや生徒指導アンケートなどを通して、相談体制の整備・強化に努めていきます。
- (ウ) もやいネットセンターを核として、高齢者の総合相談体制整備、地域見守りネットワークを構築することにより、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- (エ) 障害者虐待の事案発生後の対応体制を維持し、虐待の予防に関わる見守りネットワークの構築などを検討していきます。また、平成27年度より新たに基幹相談支援センターを設置し、障害者の権利擁護にかかる取組を進めていきます。
- (オ) 関係部署・関係機関との連携を図り、人権擁護相談や無料法律相談を実施していきます。
- (カ) 関係機関との連携・強化や犯罪被害者等支援の総合的な対応を行います。また、各種広報媒体などを通じて、関係機関の窓口を広く市民に周知していきます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	こども家庭相談事業 (次世代支援課)	<p>*子ども・子育てに関する相談やDV及び女性保護に関する相談を、専任の家庭児童相談員及び女性相談員が受けた。</p> <p>また、虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。(平成30年度児童家庭相談新規受付件数351件 うち虐待対応件数58件)</p>	A	A
(イ)	専門家配置事業 (学校教育課)	<p>*市内全小・中学校では、週1回の学校生活アンケート及び生徒指導アンケートを実施している。各校においては、児童生徒から挙がってきたさまざまな内容に目を通し、管理職をはじめ学年や学校全体で共通理解を図り、場合によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(SSW)等とチームを組んで課題の解決にあたった。</p> <p>また、いじめが疑われる事案については、早期に学校教育課に連絡が入る体制となっており、学校、市教委、関係機関等が一体となって課題の解決に取り組めるよう相談体制の整備・充実に努めた。</p>	A	A
(ウ)	もやいネットセンター 推進事業 (地域福祉課)	<p>*福祉全般の困りごとなど、24時間体制で相談・対応を行い、誰もが地域で安心して暮らせる体制づくりとともに、地域の見守り拠点である「もやいネット地区ステーション」を全地区に設置し、地域の特色にあった見守り活動を展開した。</p>	A	A
(エ)	障害者権利擁護事業 障害者相談支援事業 (障害者支援課)	<p>*障害者虐待対応協力者連絡会議を開催し、障害者虐待に対する関係部署・関係機関との連携を図った。</p> <p>*基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携して総合的な相談業務及び権利擁護に係る取組を行った。</p>	A	A

(オ)	市民相談事業 (生活安全課)	* 無料法律相談を実施した。	A	A
	人権推進事業 (人権推進課)	* 人権擁護相談を実施した。	A	A
(カ)	子育て世代包括支援センター事業(基本型) (次世代支援課)	* 子育てに関する情報を集約し、わかりやすく探しやすいメニュー構成で掲載する子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」を活用し、各種相談窓口を紹介した。	A	A
		* 児童虐待を含め、子どもに関する相談窓口として、こども家庭相談室のリーフレットを庁内関係窓口に配布し、相談電話の周知を図った。	B	B
	市民相談事業 (生活安全課)	* 無料法律相談を実施した。	A	A
	男女共同参画推進事業 (人権推進課) (全課)	* DV相談連絡協議会を開催し、関係機関との連携・強化を図り、市広報や情報誌「じょいんと」、相談先紹介カード、文字放送で関係機関の窓口を周知した。	A	A

【施策】②連携体制の充実

- (ア) 山口県警に「DVストーカー係」が設置されたため、今後は、各関係機関の情報を共有するなど、相談者への連絡体制の強化を図るため、定期的・継続的に充実したDV相談連絡協議会の開催を通して体制整備を図ります。
- (イ) 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、要保護児童の早期発見及び保護、または要支援児童への適切な支援を行うため、研修などを通じて職員のスキルアップを図ります。また、協議会の組織体制を見直し、新たに実務者会議を設け、各ケースの進捗状況を客観的に管理することで、関係機関とのきめ細かな情報共有やより円滑な連携・協力の確保を図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	* DV相談連絡協議会を開催し、情報共有と体制整備を図った。	A	A
(イ)	こども家庭相談事業 (次世代支援課)	* 要保護児童対策地域協議会に属する地域子育て支援者向けに、研修会を実施した。また、他機関による支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図り、個別ケース検討会議を実施して支援計画を立て、進捗状況について実務者会議にて報告し、再評価を行った。 (平成30年度研修会1回 個別ケース検討会議38世帯67件 実務者会議3回開催)	A	A



(重点項目3) 被害者支援の推進

〔施策〕 ①安全確保と自立支援の実施

- (ア) 大人や子ども自身からの相談を受け、内容を傾聴し、必要とされる支援を行うために、家庭児童相談員を配置するとともに、安全確認等対応員を配置することにより、児童虐待の通告に対しても迅速な対応が確保できる体制の整備に努めます。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、要保護児童の早期発見及び保護、または要支援児童への適切な支援を行うため、関係機関との情報の共有と円滑な連携・協力を確保し、被害者の安全確保と自立を支援する体制の充実を図ります。
- (イ) 加害者が不当に被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的として、DVやストーカー行為、児童虐待などに準ずる行為の被害者保護に向けた処置を行います。また、他市町村に支援の必要がある場合は、電話及び文書で速やかに連絡を行います。
- (ウ) 犯罪被害者などに対して、必要な経済的・精神的支援を行い、負担の軽減及び支援情報の提供に努めます。
- (エ) 市営住宅の入居募集（定期・随時募集）については、抽選における優遇処置として、当選確率を一般の応募者の2倍にするとともに、単身向け募集住宅の要件を満たしている者としての取り扱いを行います。
- (オ) 一時入居については、市営住宅を行政財産目的外使用の取り扱いにより使用を許可します。（使用期間：居住先が見つかるまでの期間（最長1年）、使用料：周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第2条に基づき徴収）※【対象】DV防止法の一時的保護、母子生活支援施設による保護が終了して5年以内、または裁判所の命令申立てを行って効力が生じた日から起算して5年以内のもの。
- (カ) 県が作成した学習展開例「男女相互の望ましい人間関係の在り方」などを活用し、特別活動などでデートDVについて学習することを通して、性に対する正しい認識が持てるよう努めます。
- (キ) 緊急性のあるケースについて、各関係機関と県男女共同参画相談センターとの効率的な連携により、一時保護施設へ迅速な入所対応ができるような体制の整備を図ります。また、どの部署でも対応できるような情報共有と体制づくりを進めるとともに、庁内及び関係機関との連携により、安全性の確保と将来的な住居・生活などの支援ができるための体制づくりを進めます。
- (ク) 虐待や環境面等の理由により、居宅生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへの措置対応を行います。また、自己管理能力の低下している高齢者に対する金銭管理や判断能力が不十分な認知症高齢者などに対し、成年後見制度利用の支援を行い、高齢者の自立支援や日常生活を営むことができる環境の整備に努めます。
- (ケ) 関係部署・関係機関との連携を図り、人権擁護相談や無料法律相談を実施していきます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	こども家庭相談事業 (次世代支援課)	<p>*子ども・子育てに関する相談やDV及び女性保護に関する相談を、専任の家庭児童相談員及び新たに配置した女性相談員が受けた。 また、虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。（平成30年度児童家庭相談新規受付件数351件 うち虐待対応件数58件）</p> <p>*他機関による支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図り、個別ケース検討会議を実施して支援計画を立て、進捗状況について実務者会議にて報告し、再評価を行った。 （個別ケース検討会議38世帯67件 実務者会議3回開催）</p>	A	A
			A	A

(イ)	こども家庭相談事業 (生活安全課) (次世代支援課)	<p>*女性相談員を配置し、DV及び女性保護に関する相談を受け、関係部署・関係機関と連携し、加害者の追跡から被害者を保護する措置を講じた。 (平成30年度のDV相談件数283件 うち生活安全課市民相談センター5件 こども家庭相談室278件) A A</p> <p>*虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。 (平成30年度児童家庭相談新規受付件数351件 うち虐待対応件数58件) A A</p>
(ウ)	こども家庭相談事業 (次世代支援課) (全課)	<p>*子ども・子育てに関する相談やDV及び女性保護に関する相談を、専任の家庭児童相談員及び女性相談員が受けた。 また、虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。(平成30年度児童家庭相談新規受付件数351件 うち虐待対応件数58件) A A</p>
(エ)	市営住宅管理事業 (住宅課)	<p>*入居時の抽選において、当選確率を一般の応募者の2倍とし、また単身向け募集住宅の要件を満たしている者としての取り扱いを行った。 B B</p>
(オ)	市営住宅管理事業 (住宅課)	<p>*緊急避難場所として、市営住宅の使用申請の受付を行った。 B B</p>
(カ)	教職員研修推進事業 (学校教育課)	<p>*各校の実情を踏まえ、児童生徒が性に対する正しい認識が持てるよう、道徳、特別活動、学級活動等において、県が作成した学習展開例等の積極的な活用を促す研修を行った。 A A</p>
(キ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	<p>*「周南市DV相談連絡協議会」を定期的・継続的に開催し、情報交換を行い関係機関それぞれの役割を確認する中で体制整備と連携強化を図った。 A A</p>
(ク)	老人保護措置事業 (高齢者支援課)	<p>*環境上の理由や経済的な理由等により、居宅生活が困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることにより、高齢者の生活の安定を図った。 B B</p>
	成年後見制度利用支援事業 (地域福祉課)	<p>*親族がいない又は親族の協力が得られない判断能力が不十分な認知症高齢者等の成年後見制度の利用支援を行った。 A A</p>
(ケ)	市民相談事業 (生活安全課)	<p>*無料法律相談を実施した。 A A</p>
	人権推進事業 (人権推進課)	<p>*人権擁護相談を実施した。 A A</p>

(重点項目4) その他の男女間における暴力防止対策の推進

〔施策〕①ストーカーやセクシュアル・ハラスメント等への対策の推進

- (ア) 大人や子ども自身からの相談を受け、内容を傾聴し、必要とされる支援を行うために、家庭児童相談員を配置するとともに、安全確認等対応員を配置することにより、児童虐待の通告に対しても迅速な対応が確保できる体制の整備に努めます。また、研修等を通じ職員のスキルアップを図るとともに、要保護児童対策地域協議会の組織体制を見直し、新たに実務者会議を設け、各ケースの進捗状況を客観的に管理することで、関係機関とのきめ細かな情報共有と、より円滑な連携・協力の確保を図ります。
- (イ) 学校生活アンケートや生徒指導アンケート等を通して、相談体制の整備・強化に努めます。
- (ウ) 各事業所において、関係機関との連携や相談体制の充実を図るとともに、ストーカーや虐待については、さまざまなケースが想定できることから、関係機関における相談窓口のさらなる啓発に努めます。
- (エ) 高齢者虐待、障害者虐待を防ぐために、虐待の防止及び早期発見・対応に関する研修会などを開催することにより、関係機関とのネットワーク構築や有効的に機能するための取組や周知を行います。
- (オ) 関係部署・関係機関との連携を図り、人権擁護相談や無料法律相談を実施していきます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	こども家庭相談事業 (次世代支援課)	<p>*子ども・子育てに関する相談やDV及び女性保護に関する相談を、専任の家庭児童相談員及び女性相談員が受けた。</p> <p>また、虐待通告については、関係部署・関係機関と連携し、必要な調査を実施し、状況を把握しながら、適切な支援につなげ、虐待の未然防止、早期対応に努めた。(平成30年度児童家庭相談新規受付件数351件 うち虐待対応件数58件)</p>	A	A
		<p>*要保護児童対策地域協議会に属する地域子育て支援者向けに、研修会を実施した。また、多機関による支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図り、個別ケース検討会議を実施して支援計画を立て、進捗状況について実務者会議にて報告し、再評価を行った。</p> <p>(平成30年度研修会1回 個別ケース検討会議38世帯67件 実務者会議3回開催)</p>	A	A
(イ)	スクールソーシャルワーカー配置事業 (学校教育課)	<p>*市内全小・中学校では、週1回の学校生活アンケート及び生徒指導アンケートを実施した。平成30年度は、「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント等に係る相談」は挙がってきていないが、学校、市教委、関係機関等が一体となった相談体制の整備・充実に努めている。</p>	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	<p>*「周南市DV相談連絡協議会」を定期的・継続的に開催し、情報交換を行い体制整備と連携強化を図った。また、市広報や情報誌「じょいんと」でDV相談窓口を掲載するとともに、男女共同参画室ホームページ、文字放送、相談先紹介カード、ポスターなどで相談窓口を紹介した。</p>	A	A

(エ)	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業 (地域福祉課)	*高齢者の安心した生活を確保するために、もやいネットセンター、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者虐待防止のためのネットワークの構築を進めた。 A A
	障害者権利擁護事業 (障害者支援課)	*障害者虐待防止センターを設置しており、また障害者虐待の関係機関によって組織される障害者虐待対応協力者連絡会議を設けて、虐待の防止、障害者の保護、支援等を行った。 B B
(オ)	市民相談事業 (生活安全課)	*無料法律相談を実施した。 A A
	人権推進事業 (人権推進課)	*人権擁護相談を実施した。 A A

基本目標2

(重点項目5) DV対策の推進体制の整備

〔施策〕①関係部署、関係機関等との連携強化

- (ア) DVや虐待などの相談件数は増加傾向にある中で、庁内関係部署、警察、法務局、民生委員などで構成する「周南市DV相談連絡協議会」を定期的・継続的に開催することにより、情報交換を行い、それぞれの役割を確認する中で連携強化を図っていきます。
- (イ) 関係部署・関係機関との連携を図り、人権擁護相談や無料法律相談を実施していきます。
- (ウ) 支援措置について、関係部署・関係機関と連携し体制の強化を図ります。
- (エ) 各学校では、ケース会議などを設定し、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、担当課と連携して取組を推進します。
- (オ) 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、要保護児童の早期発見及び保護、または要支援児童への適切な支援を行うため、研修などを通じ職員のスキルアップを図ります。また、要保護児童対策地域協議会の組織体制を見直し、新たに実務者会議を設け、各ケースの進捗状況を客観的に管理することで、関係機関とのきめ細かな情報共有やより円滑な連携・協力の確保を図ります。
- (カ) 関係部署のスキルアップ及び連携強化に向けた定期的な研修会の開催に努めます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*「周南市DV相談連絡協議会」を定期的・継続的に開催し、情報交換を行い関係機関それぞれの役割を確認する中で体制整備と連携強化を図った。 A A	A	A
(イ)	市民相談事業 (生活安全課)	*無料法律相談を実施した。 A A	A	A
	人権推進事業 (人権推進課)	*人権擁護相談を実施した。 A A	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*「周南市DV相談連絡協議会」を定期的・継続的に開催し、情報交換を行い関係機関それぞれの役割を確認する中で体制整備と連携強化を図った。 A A	A	A

(エ)	<p>スクールソーシャルワーカー配置事業 (学校教育課)</p>	<p>*平成 30 年度は、DVや虐待の被害に関わる重大な事案は、市教委に報告は挙がってきていない。要保護児童対策地域協議会で協議される事案については、場合によってはケース会議を定期的に行い、関係機関と連携した課題解決に向けての取組を一層推進した。</p> <p style="text-align: right;">[A] [A]</p>
(オ)	<p>こども家庭相談事業 (次世代支援課)</p>	<p>*要保護児童対策地域協議会に属する地域子育て支援者向けに、研修会を実施した。また、他機関による支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図り、個別ケース検討会議を実施して支援計画を立て、進捗状況について実務者会議にて報告し、再評価を行った。</p> <p>(平成 30 年度研修会 1 回 個別ケース検討会議 38 世帯 67 件 実務者会議 3 回 開催)</p> <p style="text-align: right;">[A] [A]</p>
(カ)	<p>男女共同参画推進事業 (人権推進課) (関係課)</p>	<p>*「周南市DV相談連絡協議会」において、相談員の事例発表により、連携強化を図った</p> <p style="text-align: right;">[A] [A]</p>

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の促進

(重点項目1) 政策や方針決定への参画の促進

〔施策〕①行政における男女共同参画の促進

- (ア) 審議会の女性の割合を4割となるように取り組みます。
- (イ) 指導的地位に女性が占める割合を3割となるように取り組みます。
- (ウ) 「周南市市民参画条例」に基づきパブリック・コメントなどを通じて市民の意見を、本市の計画に反映するよう努めます。
- (エ) 職員研修において、女性職員の能力開発の機会の確保に努めます。
- (オ) 男女の平等で対等な参画、能力発揮の機会の確保、政策や方針決定への参画の促進を目指し、職員の意識改革や能力開発、女性の職域拡大や管理監督者への登用の推進を図ります。

≪平成30年度に実施した事業≫

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	全庁総合的取組 (全課)	* 審議会等の女性委員の割合を目標の4割となるよう努めているが、平成30年度は30.9%となった。目標の達成に向けて継続して努める。	A	A
(イ)	職員研修事業 (人事課)	* 「周南市職員研修基本方針(改訂版)」に基づき、全庁をあげて、業務研修、登用に資する研修等へ女性職員を積極的に参加させ、意識啓発、能力向上のための計画的な研修の実施に努めた。	A	A
(ウ)	市民参画推進事業 (全課)	* 3件のパブリック・コメントを実施した。意見提出者は2人、提出された意見数は16件であった。		
(エ)	職員研修事業 (人事課)	* 「階層別研修」「一般研修」「特別研修」「派遣研修」等の職員研修においても女性職員の能力開発の機会の確保に努めた。	A	A
	人事管理事業 (人事課) (全課)	* 「周南市人材育成基本方針(改訂版)」に基づき、採用、能力開発、評価、異動・配置、処遇、職場環境の6つの取組を連動させたトータル人事システムの確立により、女性職員の能力開発の機会の確保、多様な分野への積極的な登用と職域拡大を図った。	A	A
(オ)	人事管理事業 (人事課) (全課)	* 女性活躍推進法に基づく「周南市特定事業主行動計画」の策定を行い、平成28年度から平成32年度の5ヶ年における女性職員の任用や管理職への登用などの目標値を定めた。	A	A

〔施策〕②地域活動における男女共同参画の促進

- (ア) 市民活動を支援する中で、男女を問わず、さまざまな世代が自主的・主体的に活動に参画していくための啓発を推進します。
- (イ) 市広報、市ホームページ、情報誌「じょいんと」による啓発のほか、男女共同参画公開講座、男女共同参画セミナー、男女共同参画フォーラム及び男女共同参画地域講座、男女共同参画推進員による紙芝居上演やワールド・カフェなどを通して総合的な啓発を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	市民活動推進事業 (地域づくり推進課)	*市民活動登録団体(286団体)の活動を支援するなかで、活動相談にも応じながら男性も女性も活動しやすい環境づくりを進めた。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市広報、市ホームページ、情報誌「じょいんと」、男女共同参画公開講座、男女共同参画セミナー、男女共同参画地域講座、男女共同参画推進員などを通して啓発した。(講座等の開催10回 うち男女共同参画推進員による紙芝居の上演10回 ワールド・カフェの開催2回)	A	A

〔施策〕③企業・団体等の活動における男女共同参画の促進

- (ア) 地域活動の実践者として、コミュニティ交流集会やコミュニティ若者参画事業などへ女性が参画できるように、地域の自主性を尊重しつつ啓発を行います。
- (イ) 企業職場人権教育連絡協議会において、情報誌「じょいんと」を配布し、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。
- (ウ) 企業職場人権教育連絡協議会において、「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証制度について紹介し、職場における男女共同参画を促進するための啓発や情報提供を行います。
- (エ) 男女共同参画・企業職場ふれあい人権セミナーを、産官学民連携により開催し、学生、企業、市民、市職員に参加を呼びかけ、共通した話題で男女共同参画について啓発や情報提供を行います。
- (オ) 男女共同参画推進員や男女共同参画市民グループ「すまいるネット周南」が男女共同参画セミナーやフォーラムにおいて、地域で男女が共に活動できるように啓発や情報提供を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	市民活動推進事業ほか (地域づくり推進課)	*地域活動の実践者として、コミュニティ交流集会、コミュニティ若者参画事業、地域の夢プランの策定や実践活動等に一定の割合で女性が参加した。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*企業職場人権教育連絡協議会総会において、情報誌「じょいんと」を配布し、情報提供した。	B	B
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*企業職場人権教育連絡協議会総会において、「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証制度を紹介した。	B	B
(エ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	(人権推進・人権教育共催) *男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナー「知っておきたいLGBT」を徳山大学で開催した。学生、企業、市民、市職員が多数参加した。	B	B
(オ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画推進員や徳山大学が、男女共同参画セミナーにおいて、地域で男女が共に活動できるよう啓発、情報提供した。	B	B

（重点項目2）能力の発揮と平等で対等な参画の促進

〔施策〕①平等で対等な参画のための男女相互の理解と協力の促進

(ア) 男女共同参画公開講座や、男女共同参画フォーラム、男女共同参画・企業職場ふれあい人権セミナー、男女共同参画推進員による紙芝居上演、男女共同参画地域講座などの開催を通して、平等で対等な参画のための男女相互の理解と協力について啓発や情報提供を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画セミナー、男女共同参画地域講座などを通して啓発した。(講座等の開催10回 うち男女共同参画推進員による紙芝居の上演10回 ワールド・カフェの開催2回)	A	A

〔施策〕②能力発揮のためのエンパワメントとチャレンジの支援

- (ア) 市民活動を支援する中で、男女を問わず、さまざまな世代が自主的・主体的に活動に参画していくための啓発を推進します。
- (イ) セクシュアル・ハラスメントやDVなどの現代的課題や、女性の社会参画を後押しするような課題を取り上げた講座などを開催し、学習の場の提供、学習情報の提供を行います。
- (ウ) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画市民活動グループ「すまいるネット周南」などの活動グループへの情報提供を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	市民活動推進事業 (地域づくり推進課)	*市民活動登録団体(286団体)の活動を支援するなかで、活動相談にも応じながら男性も女性も活動しやすい環境づくりを進めた。	B	B
(イ)	生涯学習推進事業 (生涯学習課) 人権教育推進事業 (人権教育課)	*学び・交流プラザにおいて、子育て世代の女性の悩みやストレスの解消をねらった「ママトーク」を3回実施し、女性の社会参画の支援を行った。 *ハートフル人権セミナーを市民センター等で実施し、学校、地域・職場からの参加者に学習活動を行った(16回)。また、講座の中で人権の課題として、男女共同参画に関する問題について取り上げ、ワークショップを行った。(2回)	B A	B A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*女性団体連絡協議会(徳山、新南陽、鹿野)、男女共同参画推進員、男女共同参画市民活動グループ「ともにSmile」など各団体へ情報提供を行った。	B	B

(重点項目3) 家庭生活と他の活動との両立支援

〔施策〕①男女が共に担う家事・育児・介護の促進

- (ア) 保育所において、世代間交流、異年齢交流、保護者への育児講座、郷土文化伝承活動などを実施し、子育てに関する情報を提供します。また、今後は、通常保育に盛り込む形へ形態変更を検討していきます。
- (イ) 保育施設への送迎や、預かり保育、ファミリーサポートセンター事業などの充実や会員のスキルアップを図り、保護者のニーズに応えられるような円滑なサービスの提供を図ります。
- (ウ) 子育て交流センター「ぞうさんの家」や、子育て支援センターなどで親子向けの子育て講習会・講演会を実施してきましたが、今後は、平成25年度に実施したニーズ調査結果などを基に、提供サービスの内容も含め、子育て支援拠点としての在り方を検討します。
- (エ) 食生活改善推進協議会の地区活動として、公民館などで男性料理教室を開催します。
- (オ) 男女が共に担う育児啓発として、マタニティセミナーを開催し、父親への育児参加意識の向上につながるよう取り組みます。
- (カ) 育児などの体験学習や思春期ふれあい体験事業を開催することで、子どもの時から事業を学ぶ取組を行います。
- (キ) 情報誌「じょいんと」や、男女共同参画推進員による啓発紙芝居「二ヶ月のお留守番」の上演などで、家庭生活と他の活動との両立支援について啓発を行います。
- (ク) 認知症サポーター養成の必要性について、学校と連携を図り、必要性の周知を行います。また、企業へも広報や市ホームページを通じて、必要性の周知を行います。
- (ケ) 家族会などの関係機関と連携し、男性介護者の支援を行います。
- (コ) 市内の高齢者の相談支援窓口である地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの再編を含め、体制や箇所数を総合的に検討していきます。
- (サ) 高齢者の増加により、今後、在宅介護が増える見込みです。そのため、在宅でも安心して介護ができるよう、医療機関との連携を構築していきます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	保育所地域活動事業 (保育幼稚園課)	*公立保育所14園、私立保育所3園で実施。世代間交流、異年齢交流、保護者への育児講座、郷土文化伝承活動などを実施した。	B	B
	次世代育成支援対策事業 (次世代支援課)	*平成27年3月策定の「周南市子ども・子育て支援事業計画」に「安心して子どもを生き、健やかに育てることができる環境づくり」や「子育てと仕事の両立を支える環境づくり」のための取組を掲げている。	B	B
(イ)	ファミリーサポートセンター運営事業 (次世代支援課)	*ファミリーサポートセンターで子育て講習会を実施した。(10回開催 255人参加)	B	B
(ウ)	地域子育て支援拠点事業 (次世代支援課)	*子育て交流センター「ぞうさんの家」ほか子育て支援センターで親子向けの子育て講習会・講演会を実施した。(453回開催 6,261人参加)	A	A
(エ)	食育推進事業 (健康づくり推進課)	*食生活改善推進員が市民センター等で男性料理教室を実施した。(80回開催 延べ805人参加)	B	B

(オ)	母子保健指導事業 (健康づくり推進課)	*男女が共に担う育児啓発として、両親学級を開催した。(12 回開催 305 人参加 うち父親の参加 137 人) B B
(カ)	思春期ふれあい体験事業 (健康づくり推進課)	*小・中学生が乳幼児とその保護者にふれあう、思春期ふれあい体験事業を関係機関と協働で実施した。(5 校) A A
(キ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*情報誌「じょいんと」の発行や、男女共同参画推進員による啓発紙芝居「2ヶ月のお留守番」などの上演及びワールド・カフェの開催などにより、家庭生活と他の活動との両立支援について啓発を行った。(「じょいんと」4,800部発行 紙芝居上演 10 回 ワールド・カフェ開催 2 回) A A
(ク)	認知症施策総合推進事業 (地域福祉課)	*キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を開催した。(47 回開催 1,366 人参加 うち学校関係への講座 9 回 397 人参加) A A *認知症の講演会及び講座を実施した。(講演会 2 回 342 人参加 講座 2 回 101 人参加) A A
(ケ)	認知症施策総合推進事業 (地域福祉課)	*認知症家族会等の主催による認知症カフェ等の開催の支援を行った。 (2ヶ所で実施 計 24 回開催 延べ 520 人参加) B B *男性介護者の集いの継続開催のため支援を行った。 (12 回開催 104 人参加) A A
(コ)	地域包括支援センター運営事業 (地域福祉課)	*地域包括支援センター5ヶ所、高齢者相談コーナー3ヶ所の体制で運営。地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの運営について協議。また、地域包括ケア推進会議を年 6 回開催し、市と地域包括支援センターの情報共有・連携体制の構築を行った。 B B
(サ)	介護保険事業 (高齢者支援課)	*国の政策や施策と連携しながら介護保険制度の充実を図っている。介護保険制度の理解の促進のため、出前講座を開催した。(9 回開催 232 人参加) B B
(カ)	在宅医療介護連携推進事業 (地域福祉課)	*徳山医師会等の協力のもと、あ・うんネット周南在宅医療介護連携推進会議を設置し、事業を実施。看取り・急変時対応研修会や、市民啓発ワーキンググループ会議、コア会議、全体会議等を実施した。 A A

【施策】②男女が共に活動しやすい環境づくり

- (ア) 市民活動の自主性を尊重しつつ、活動相談にも応じながら男性も女性も活動しやすい環境づくりの充実を図ります。
- (イ) 多様な保育サービス事業について充実を図り、共働き夫婦などの就労支援を行います。
- (ウ) 多様な保育サービスについて、市広報やケーブルテレビによる周知のほか、他媒体や関係機関を通じての周知についても検討します。
- (エ) ひとり親世帯や多子世帯への子育て支援について、国、県の動向を踏まえながら事業を着実に進めるとともに、父子家庭への制度周知を図ります。
- (オ) 児童クラブ事業において、利用者の増加や施設の老朽化の問題、学校の余裕教室の活用などについて、学校と協議、調整を進めます。
- (カ) 障害者や障害児の通所サービスの利用により、介護者の就労支援、または介護者の一時的休息を支えていきます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	市民活動推進事業 (地域づくり推進課)	*市民活動登録団体(286団体)の活動を支援する中で、活動相談にも応じながら男性も女性も活動しやすい環境づくりを進めた。	B	B
(イ)	次世代育成支援対策事業 保育所運営事業ほか 多様な保育サービス事業の実施 (保育幼稚園課) (次世代支援課)	*公立保育所 14 施設 私立保育所 10 施設 認定こども園 3 施設 小規模保育施設 4 施設 事業所内保育施設 1 施設で多様な保育サービスを実施した。 延長保育：公立保育所 8 施設 私立保育所 10 施設 認定こども園 2 施設 一時預かり：公立保育所 14 施設 私立保育所 6 施設 小規模保育施設 4 施設 認定こども園 1 施設 休日保育：私立保育所 2 施設 障害児保育：公立保育所 10 施設 私立保育所 5 施設 *ファミリーサポートセンター事業 依頼会員 676 人 提供会員 350 人 両方会員 66 人 活動回数 992 回 *児童館運営事業 市内で 4 ヶ所の児童館を運営 *児童園運営事業 市内で 1 ヶ所の児童園を運営 *児童クラブ事業 市内 25 ヶ所 44 クラブ	A	A
(ウ)	保育所運営事業ほか、 多様な保育サービス事業の周知 (保育幼稚園課)	*保育所運営事業ほか、多様な保育サービスについて、市ホームページや子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」を通じて周知を行った。	A	A
(エ)	次世代育成支援対策事業 (次世代支援課) (保育幼稚園課)	*母子自立支援事業 11 人 *母子福祉資金等貸付事業 0 件 *ひとり親家庭医療費助成事業 1,738 人 *児童扶養手当事業 1,012 人 *遺児福祉手当事業 76 人 *子育て短期支援事業 1 人 *多子世帯保育料等軽減事業 593 人 などにより、ひとり親世帯や多子世帯への子育て支援を行った。	A	A
(オ)	児童クラブ事業 (次世代支援課)	*入会者数が増加し、充足率が 100%を大きく上回る児童クラブについて、学校・教育委員会の協力のもと、学校と共有で使用できる教室を提供いただき、児童の安心安全な保育に必要な環境整備を進めることができた。	A	A
(カ)	日中一時支援事業 (障害者支援課)	*障害者の家族等の就労支援及び一時的な休息や障害児の発達を支援する日中一時支援事業を実施した。	A	A

(重点項目4) 子育て環境の整備・充実**〔施策〕 ①父親の子育て促進**

- (ア) ファミリーサポートセンター事業について、保育施設の送迎や預かりなどの支援の推進のほか、会員のスキルアップを図り、事業の推進を図ります。
- (イ) 子育て交流センター「ぞうさんの家」や子育て支援センターにおいて、育児相談や子育て情報の提供など、地域の子育て力を高めるための役割を果たすとともに、市民のニーズに応えた提供サービスが実施できるよう、子育て支援拠点としての在り方を検討します。
- (ウ) 育児相談や育児学級を開催し、妊娠・出産・育児についての知識を深める機会を設けるとともに、夫婦が協力して育児をすることの大切さを啓発します。
- (エ) 日曜参観日や長期休業中に親子で行う親子奉仕作業を設定することで、父親も学校に出てきて活躍することができるような環境づくりを行います。
- (オ) 公民館などで、夏休み期間中に親子参加行事を開催し、母親・父親が参加しやすい子育て支援につながる講座を企画します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	ファミリーサポートセンター運営事業 (次世代支援課)	*ファミリーサポートセンターで子育て講習会を実施した。(10回開催 255人参加)	B	B
	次世代育成支援対策事業 (次世代支援課)	*平成27年3月策定の「周南市子ども・子育て支援事業計画」に、「安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくり」や「子育てと仕事の両立を支える環境づくり」のための取組を掲げている。	B	B
	保育所地域活動事業 (保育幼稚園課)	*公立保育所14施設、私立保育所3施設で世代間交流、異年齢交流、保護者への育児講座、郷土文化伝承活動などを実施した。	B	B
(イ)	次世代育成支援対策事業 (次世代支援課)	*平成27年3月策定の「周南市子ども・子育て支援事業計画」に、「安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくり」や「子育てと仕事の両立を支える環境づくり」のための取組を掲げている。	B	B
	地域子育て支援拠点事業 (次世代支援課)	*子育て支援センター「ぞうさんの家」ほか子育て支援センターで親子向けの子育て講習会・講演会を実施した。(453回開催 6,261人参加)	B	B
(ウ)	母子保健指導事業 (健康づくり推進課)	*両親学級や育児相談、育児学級を開催した。 両親学級：12回開催 305人参加 育児相談：73回開催 2,172人参加 育児学級：51回開催 636人参加	B	B
(エ)	学校教育推進事業 (学校教育課)	*日曜参観日や長期休業中に親子で行う奉仕作業を設定することで、父親が学校に出てきて活躍することができるような環境づくりをした。	A	A
(オ)	生涯学習推進事業ほか (生涯学習課ほか)	*市民センター等で、夏休み期間中に親子参加行事を開催する際、父親が参加しやすい講座を企画した。(陶芸教室・木工教室・料理教室)	A	A

【施策】②子育てへの行政及び地域支援の促進

- (ア) 青少年育成市民会議との協働のもと、地域で子どもを育てる活動への支援を行うとともに、将来、地域における新たな担い手となる人材の育成についての取組を進めます。
- (イ) 公立保育所、私立保育所で地域に開かれた園として、世代や年齢を超えた交流を行います。また、これらの活動を通常保育に盛り込む形への形態変更の検討を図ります。
- (ウ) 子育て支援センター全体の在り方については、周南市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～31年度）において定めます。
- (エ) 子育て支援の目的により、社会情勢や親のニーズに合わせた情報の提供、タイムリーな情報提供をするための方法を検討します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	青少年健全育成事業 (生涯学習課)	*青少年育協働ネットワーク事業により、あいさつ運動、子どもの見守り活動、「家庭の日」の啓発、ケータイ安全教室開催等「地域で子どもを育てる活動」を展開する「周南市青少年育成市民会議」の活動を支援した。	B	B
(イ)	保育所地域活動事業 (保育幼稚園課)	*公立保育所14施設、私立保育所3施設で世代間交流、異年齢交流、保護者への育児講座、郷土文化伝承活動などを実施した。	B	B
(ウ)	地域子育て支援拠点事業 (次世代支援課)	*子育て交流センター「ぞうさんの家」ほか、公立の子育て支援センター5ヶ所、私立の子育て支援センター5ヶ所で、0歳から3歳程度までの乳幼児のいる家庭を対象に、親子が共に遊ぶ場や交流の場を提供するとともに、育児相談や子育ての情報提供など、地域の子育て力を高める活動を実施した。	B	B
(エ)	母子保健指導事業 (健康づくり推進課)	*子育てサークルの開催を母子保健推進協議会に事業委託。親子の交流や子育て等の不安の軽減を図った。(55回開催 4,456人参加)	B	B
	子育て世代包括支援センター事業 (健康づくり推進課)	*保健師等の専門職が妊娠、出産、子育てに関するさまざまなニーズに相談対応し、必要な情報提供等を行った。	A	A
	子育て世代包括支援センター事業（基本型） (次世代支援課)	*子育てに関する情報を集約し、わかりやすく探しやすいメニュー構成で掲載する子育て応援サイト・アプリ「はびはぐ」を活用し、利用促進に努めた。	A	A
	家庭教育支援事業 (生涯学習課)	*家庭教育支援チームによる主催講座を20回実施した。また、市内幼稚園・小学校・中学校の協力により、就学時健診等の機会を活用した子育て講座を35回実施した。	B	B

（重点項目 5）国際社会における交流と連携の促進

〔施策〕①国際理解・国際協力を通じた男女共同参画の促進

- (ア) 姉妹都市交流事業に際しては、性別などに関わらず、姉妹都市間の友好親善の深化に寄与し、国際化社会に対応できる人材になり得る青少年を幅広く募集し、派遣者を決定します。
- (イ) 国際交流サロンについては、より多くの住民に機会を提供するため、性別、年齢、国際交流事業の経験や関心などを総合的に勘案し、企画運営スタッフの選任の継続に努めます。
- (ウ) 国際婦人年（1975年）を主な起点として、男女共同参画推進に至った経緯やGEM指数（女性の参画国際比較指数）などについて、男女共同参画地域講座の中で啓発を推進します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	国際交流事業 (観光交流課)	*姉妹都市交流事業としてオーストラリア・タウンズビル市へ中高生からなる友好親善訪問団を派遣し、現地のさなざまな交流プログラムを通して、友好を深めた。	B	B
(イ)	国際交流事業 (観光交流課)	*周南地域に在住する日本人と外国人との交流を深めるイベントとして、国際交流サロンを開催し、多文化共生の推進を図った。(サロン3回 フェスタ1回開催)	B	B
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*国際婦人年を主な起点として、男女共同参画推進に至った経緯やGEM指数（女性の参画国際比較指数）等について、男女共同参画地域講座の中で啓発した。	B	B

基本目標3

（重点項目 6）防災分野における男女共同参画の促進

〔施策〕①災害に対する事前の備え・予防対策

- (ア) 平成24年度に、庁内女性職員9名で女性の視点で考える防災検討チームを組織し、女性の視点で考える避難所の設置・運営をテーマに協議検討の結果、女性の視点での避難所づくりを提案しており、今後の計画などへの反映を検討します。
- (イ) 各地域の自主防災組織において、積極的に女性の参画を促進します。
- (ウ) 防災・災害対応時において、女性の意見も反映されるよう、女性向けの啓発活動を実施します。
- (エ) 防災会議において、女性委員を登用するなど、女性の意見を市の防災・災害時対策に反映します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	防災対策事業 (防災危機管理課)	*女性の視点で考える防災検討チームによる避難所の設置・運営の協議検討の結果を地域防災計画に反映した。	B	B

(イ)	自主防災組織育成事業 (防災危機管理課)	*自主防災組織等に出前トークを11回実施し、女性の積極的な参画を促進した。 B B
(ウ)	自主防災組織育成事業 (防災危機管理課)	*自主防災組織等に出前トークを11回実施し、女性向けの啓発活動を行った。 B B
(エ)	防災対策事業 (防災危機管理課)	*防災会議において、女性の意見を市の防災・災害時対策に反映した。 B B

〔施策〕②災害時の安全確保

- (ア) 平成26年度に作成した、避難行動要支援者名簿を、各自主防災組織に配布し、周知及び対応を図ります。
- (イ) 男女共同参画の視点からの防災、災害対策の必要性などについて、広く市民に広報・啓発を行います。
- (ウ) 災害時に、男性だけでなく女性も主体的に役割を果たせるよう、地域の女性防災組織への支援や日ごろからの連携・協働を進めます。
- (エ) 避難所での生活に関し、男女双方の人権を尊重しつつ安心・安全を確保した運営が行われるよう対策を講じます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	防災対策事業 (防災危機管理課)	*避難行動支援事業の周知を図り、避難行動要支援者名簿を7地区に配布した。 B B		
(イ)	自主防災組織育成事業 (防災危機管理課)	*自主防災組織等に出前トークを11回実施し、市民に広報・啓発を行った。 B B		
(ウ)	自主防災組織育成事業 (防災危機管理課)	*自主防災組織等に出前トークを11回実施し、災害時に男性だけでなく女性も主体的に役割を果たせるよう、支援や日ごろからの連携・協働を進めた。 B B		
(エ)	防災資機材整備事業 (防災危機管理課)	*避難所において、男女双方の人権を尊重しつつ安心・安全を確保した運営が行えるよう、簡易間仕切り及び更衣室等の資機材整備を行った。 B B		

〔施策〕③男女共同参画の視点に立った避難所運営

- (ア) 女性の視点での避難所づくりで提案された内容について、今後の計画などへの反映を検討します。
- (イ) 避難所のプライバシー確保のために、段ボール製の簡易間仕切り及び更衣室の整備を進めていきます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	防災対策事業 (防災危機管理課)	*女性の視点で考える防災検討チームによる避難所の設置・運営の協議検討の結果を地域防災計画に反映した。 B B		

(イ)	防災資機材整備事業 (防災危機管理課)	*避難所において、男女双方の人権を尊重しつつ安心・安全を確保した運営が行えるよう、簡易間仕切り及び更衣室等の資機材整備を行った。 B B
-----	------------------------	--

〔施策〕④応急仮設住宅の設置・運営

(ア) 応急仮設住宅の設置後、入居者の孤立を軽減するためのコミュニティ組織設立や生活支援などの運営面について検討していきます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	防災対策事業 (防災危機管理課)	* 応急仮設住宅の設置後の入居者の孤立を軽減するためのコミュニティ組織設立や生活支援などの運営面について検討した。	B	B

基本目標4 男女が共に働くための環境整備

(重点項目1) 就業と子育てや介護との両立支援

〔施策〕①職場における理解と協力体制づくり

- (ア) 市内企業向けのメールマガジンにて、子育て支援制度や労働に関するセミナー開催などの情報提供を行います。また、市労働担当において、国、県と合わせた啓発を行います。
- (イ) 男女共同参画地域講座の中で、ワーク・ライフ・バランスなどについての啓発を行います。
- (ウ) 啓発冊子の配布やポスターの掲示などを行い、情報提供や啓発を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (商工振興課)	*市内企業向けのメールマガジンにて、子育て支援制度や労働に関するセミナー開催などの情報提供を行った。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画地域講座の中で、「働き方改革」等について啓発を行った。 *男女共同参画室ホームページで山口労働局雇用均等室、(公財)21世紀職業財団、やまぐちの子育て支援情報等へのリンクをはり、情報提供の充実を図った。	A	A
	周南イクボス・プロジェクト (人権推進課) (商工振興課) (次世代支援課)	*男女問わず、子育てや介護などさまざまな家庭事情を持ちながら仕事をする人を応援する「イクボス」を増やし、誰もが働きやすい環境を整えるため、しゅうなんイクボス・プロジェクトを推進し、セミナーの開催や「しゅうなんイクボス同盟」加入の啓発活動を継続的に行った。	B	B
	労働環境整備事業 (商工振興課)	*国、県と合わせた啓発を継続的に行った。	B	B
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*県が作成した啓発冊子の配布やポスターの掲示等を行った。	B	B

〔施策〕②保育所等の充実による就業と子育ての両立支援

- (ア) 通所の保育サービスに加え、延長保育や一時預かり、休日保育などの多様な保育サービスの提供の充実を図ります。
- (イ) ファミリーサポートセンターの事業に関して、会員向けの研修会を定期的実施し、会員のスキルアップを図ります。
- (ウ) 市広報やケーブルテレビによる周知活動のほか、その他の媒体や関係機関を通じての周知活動の実施について検討します。
- (エ) 児童クラブの利用者の増加や施設の老朽化により、学校の余裕教室の活用が必要なため、学校と協議、調整し、余裕教室を有効的に活用できるよう推進します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	次世代育成支援対策事業 保育所運営事業ほか多様な保育サービス事業の実施 (保育幼稚園課) (次世代支援課)	<p>*公立保育所 14 施設 私立保育所 10 施設 認定こども園 3 施設 小規模保育施設 4 施設 事業所内保育施設 1 施設で多様な保育サービスを実施した。</p> <p>延長保育：公立保育所 8 施設 私立保育所 10 施設 認定こども園 2 施設 一時預かり：公立保育所 14 施設 私立保育所 6 施設 小規模保育施設 4 施設 認定こども園 1 施設</p> <p>休日保育：私立保育所 2 施設 障害児保育：公立保育所 10 施設 私立保育所 5 施設</p> <p>*児童館運営事業 市内で 4 ヶ所の児童館を運営</p> <p>*児童園運営事業 市内で 1 ヶ所の児童園を運営</p> <p>*児童クラブ事業 市内 25 ヶ所、44 クラブで実施</p>	A	A
(イ)	ファミリーサポートセンター事業 (次世代支援課)	<p>*ファミリーサポートセンター事業 依頼会員 676 人 提供会員 350 人 両方会員 66 人 活動回数 992 回</p>	A	A
(ウ)	保育所運営事業他多様な保育サービスの周知 (保育幼稚園課) 子育て世代包括支援センター事業（基本型） (次世代支援課)	<p>*保育所等の保育や多様な保育サービスについて、市ホームページや子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」を通じて周知を行った。</p> <p>*子育てに関する情報を集約し、わかりやすく探しやすいメニュー構成で掲載する子育て応援サイト・アプリ「はぴはぐ」を活用し、さまざまな保育サービスについて紹介した。</p>	A	A
(エ)	児童クラブ事業 (次世代支援課)	<p>*入会者数が増加し、充足率が 100%を大きく上回る児童クラブについて、学校・教育委員会の協力のもと、学校と共有で使用できる教室を提供いただき、児童の安心安全な保育に必要な環境整備を進めることができた。</p>	A	A

【施策】③育児休業・介護休業制度等の定着促進

- (ア) 市ホームページにて、やまぐちの子育て支援情報などについて掲載し、情報提供の充実を図ります。
- (イ) 周南市子ども・子育て支援事業計画で、家庭・地域・事業者・行政の役割を整理し、子育てと仕事の両立支援を基本目標として設定します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	<p>*男女共同参画室ホームページで、やまぐちの子育て支援情報等へのリンクにより情報の充実を図った。</p>	B	B
(イ)	次世代育成支援対策事業 (次世代支援課)	<p>*「周南市子ども・子育て支援事業計画」に「安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくり」や「子育てと仕事の両立を支える環境づくり」のための取組を掲げている。</p>	B	B

（重点項目2）雇用の場における男女の平等で対等な参画の促進

〔施策〕①男女の均等な雇用機会及び待遇の確保

- (ア) 国、県と共同で就職支援事業を実施し、啓発においても連携して推進します。
- (イ) 周南市企業職場人権教育連絡協議会において、積極的な情報提供や、啓発を図ります。
- (ウ) 男女共同参画・企業職場ふれあい人権セミナーや人権出前講座において、啓発を行います。
- (エ) 男女共同参画公開講座、男女共同参画地域講座、男女共同参画推進員による紙芝居上演などで、固定的性別役割分担意識の見直しについて啓発を図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	労働環境整備事業 (商工振興課)	*国、県と共同で就職支援事業を実施し、啓発においても連携して行った。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*周南市企業職場人権教育連絡協議会において、情報提供や啓発を行った。	B	B
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課) 人権教育推進事業 (人権教育課)	*男女共同参画セミナーや人権出前講座で啓発を行った。	B	B
(エ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画セミナー、男女共同参画地域講座、男女共同参画推進員による紙芝居の上演、ワールド・カフェの開催等で固定的性別役割分担意識の見直しを啓発した。	B	B

〔施策〕②セクシュアル・ハラスメントの防止

- (ア) 男女共同参画・企業職場ふれあい人権セミナーの中で、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントに加え、人とのコミュニケーションなどについて講演し、防止・啓発に努めるよう情報提供を行います。
- (イ) 市広報、ホームページ、情報誌「じょいんと」などを活用し、広く情報提供を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課) 人権教育推進事業 (人権教育課)	*各講座の中でセクシュアル・ハラスメントについて理解と防止に向けた啓発を行った。	B	B

(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市広報や男女共同参画室ホームページ、情報誌「じょいんと」で、ハラスメントについて情報提供を行った。 B B
-----	-----------------------	--

〔施策〕③男性の育児休業・介護休業等の取得の促進

- (ア) 市役所も1事業所として、子ども・子育て支援事業計画に基づき、男性の育児休業取得の促進に関して、啓発を行います。また、職員によるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- (イ) 男女共同参画地域講座、男女共同参画推進員による紙芝居上演などで、男性の育児参加などについて啓発を行います。
- (ウ) 周南市子ども・子育て支援事業計画で、家庭・地域・事業者・行政の役割を整理し、子育てと仕事の両立支援を基本目標として設定します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	人事管理事業 (人事課)	*ワーク・ライフ・バランス（職員の仕事と生活の調和）の推進を図るため、周南市特定事業主行動計画「子育て応援プラン」の周知を行った。 A A	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画セミナー、男女共同参画地域講座、男女共同参画推進員による紙芝居の上演、ワールド・カフェ開催等で、男性の育児参加等について啓発を行った。 A A	A	A
(ウ)	次世代育成支援対策事業 (次世代支援課)	*「周南市子ども・子育て支援事業計画」に「安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくり」や「子育てと仕事の両立を支える環境づくり」のための取組を掲げている。 B B	B	B

〔施策〕④女性の登用促進と職域の拡大

- (ア) 市役所も1事業所として、職員の意識改革や能力開発、女性の職域拡大や管理監督者への登用を、今後も推進していきます。
- (イ) 女性の登用促進と職域の拡大について、国、県と合わせた啓発を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	人事管理事業 (人事課)	*「周南市人材育成基本方針（改訂版）」に基づき、採用、能力開発、評価、異動・配置、処遇、職場環境の6つの取組を連動させたトータル人事システムの確立により、女性職員の能力開発の機会の確保、多様な分野への積極的な登用と職域拡大を図った。 A A	A	A
(イ)	労働環境整備事業 (商工振興課)	*国、県と合わせた啓発を継続的に行った。 B B	B	B

(重点項目3) 能力発揮の機会の確保**〔施策〕①男女が均等に能力発揮できる就業環境の確保**

- (ア) 男女共同参画・企業職場ふれあい人権セミナーにおいて、啓発を行います。
 (イ) 啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課) 人権教育推進事業 (人権教育課)	*男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーにおいて啓発した。	B	B
(イ)	労働環境整備事業 (商工振興課)	*国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B
	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画室ホームページで山口労働局雇用均等室、(公財)21世紀職業財団とリンクさせ情報の充実を図った。	B	B

〔施策〕②職場での固定的役割分担意識の解消及び是正

- (ア) 男女共同参画地域講座、情報誌「じょいんと」にて、啓発を行います。また、啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発を行います。
 (イ) 市ホームページにて、国、県などの情報提供の充実を図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画地域講座、情報誌「じょいんと」で啓発を行った。また、国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画室ホームページで山口労働局雇用均等室、(公財)21世紀職業財団とリンクさせ啓発を図った。	B	B



(重点項目4) 多様な働き方を可能にするための条件整備**〔施策〕①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる就業の場の確保**

- (ア) 啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発を行います。
- (イ) 市ホームページにおいて、関係窓口について情報提供を図ります。
- (ウ) ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーなどの情報を企業へ提供し、啓発を推進します。
- (エ) 企業職場人権教育連絡協議会の研修会で、理解と協力を求めます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課) 労働環境整備事業 (商工振興課)	*男女共同参画推進事業・労働環境整備事業ともに国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課) 労働環境整備事業 (商工振興課)	*市ホームページのリンクにより、情報提供し、関係窓口の紹介をした。	B	B
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課) 労働環境整備事業 (商工振興課)	*セミナーなどの情報を提供し、啓発を行った。	B	B
(エ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*周南市企業職場人権教育連絡協議会において啓発した。	B	B

〔施策〕②労働に応じた評価・待遇の確保

- (ア) 啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発を行います。
- (イ) 市ホームページにおいて、相談窓口などの情報提供の充実を図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	労働環境整備事業 (商工振興課)	*国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市ホームページで山口労働局雇用均等室、(公財)21世紀職業財団とリンクさせ、相談窓口等の情報の充実を図った。	B	B

(重点項目5) 女性のエンパワーメント支援**〔施策〕①女性のエンパワーメント学習支援**

(ア) 市ホームページやメールマガジン、生涯学習情報紙「ふあいんど」で、家庭生活や家族などの身近な問題を取り上げつつ、女性の社会参画や人権意識が高まるような学習の機会や情報提供を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	生涯学習推進事業 (生涯学習課)	*市ホームページや生涯学習情報紙「ふあいんど」で情報提供を行った。	B	B

〔施策〕②女性の継続就労及び再就職への支援

(ア) 啓発冊子の配布やポスターなどを掲示し、国、県と連携した啓発を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	労働環境整備事業 (商工振興課)	*国、県が発行する啓発冊子の配布やポスターの掲示等、国、県と連携した啓発を行った。	B	B

〔施策〕③女性の起業支援

(ア) 市ホームページにおいて、起業に関する相談窓口の情報提供など、周南市の創業支援事業について紹介し情報の充実を図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課) 労働環境整備事業 (商工振興課)	*市ホームページのリンクにより、情報提供し、関係窓口の紹介をした。	B	B

（重点項目6）農林水産業等における就業環境の整備

〔施策〕①生きがいをもって働ける環境づくり

- (ア) 各種助成団体の交流を推進し、各種イベントなどへの参加を支援します。
- (イ) 周南市地産地消推進協議会により、新たな加工品などの開発、技術等課題解決への支援を行います。
- (ウ) 各種補助事業や交付金事業の利用と併せて、農業経営を行ううえで、家族の支援は不可欠なことから家族経営協定の締結への支援を行います。
- (エ) 山口県漁村生活改善士会の活動の支援を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	各種団体育成対策事業 (農林課) (水産課)	*各種団体女性部「生活改善実行グループ連絡協議会」等の会議、研修会、グループ交流集会等の活動や市・地域開催イベントへの積極的参加を支援した。	B	B
(イ)	6次産業者・地産地消推進事業 (農林課)	*宇部フロンティア大学短期大学部・市内加工所と連携し、新商品開発を支援した。 *市内事業者の新商品開発に伴い、6次産業化チャレンジ支援事業補助金の交付を行った。	B	B
(ウ)	家族経営協定締結促進事業 (農林課)	*新規就農者に対し家族経営協定締結について啓発した。	B	B
(エ)	家族経営協定締結促進事業 (農林課)(水産課)	*生活改善士会の活動を支援した。	B	B

〔施策〕②女性の経営参画の促進と経済活動支援

- (ア) 周南農林事務所や近隣市と協力して、女性農水産業者ネットワーク事業の推進を図ります。
- (イ) 女性が輝く農林水産業づくり推進事業において、研修会などを通じ、地域の主要な担い手である女性・高齢者が持つ能力を発揮し、主体的に参画できる環境や体制整備づくりを推進します。
- (ウ) 周南農林事務所主導のもと、周南地域の女性農水産業者や農山漁村女性起業家・グループの交流について、近隣市と連携を取りながら推進します。
- (エ) 家族経営において、共同経営者として女性農業者を認定する家族経営協定の締結について推進します。
- (オ) 農林水産業などの運営に女性の意思を反映させるため、各種協同組合などの運営委員や農業委員などへの女性の登用や、方針決定過程への参画を進めるよう啓発します。
- (カ) 周南地域農山漁村女性連携会議や周南地域農山漁村女性のつどいなどの開催を支援し、情報共有を図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
	女性農水産業者ネット ワーク事業 (農林課)(水産課)	*周南農林事務所主導のもと、「周南地域農山漁村女性連携会議」と「周南地域農山漁村女性のつどい」が行われ、その開催を支援した。また、県で開催された農山漁村の女性起業グループを対象とした「農山漁村女性起業経営力向上セミナー」へ参加を促した。	B	B
(イ)	女性が輝く農林水産業 づくり推進事業 (農林課) 役員等参画促進事業 (農林課ほか)	*地域の農林水産業に参画できる女性・高齢者を支援した。 *女性農業者等で組織する団体の活動支援を行った。	B	B
(ウ)	農山漁村女性ルーラル ビジネス推進事業 (農林課)	*周南農林事務所主導のもと、農山漁村女性の経済的・社会的自立を促進するため「やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド(やまみちゃん)」のPRと経営確立できる農山漁村女性起業家を育成し、農山漁村女性起業が核となって地域の経済自立につながるルーラルビジネスの推進を図った。	B	B
(エ)	農業形態活性化事業 (農林課)	*家族経営において、共同経営者として女性農業者を認定する家族経営協定締結に向けて啓発を図った。	B	B
(オ)	役員等参画促進事業 (農林課)(水産課)	*地域の女性指導者として、更なる資質向上を図ることを目的とした研修会に参加、また、女性登用に関する他団体との連携体制整備についての検討会を実施した。	B	B
(カ)	女性農水産業者ネット ワーク事業 (農林課)(水産課)	*「周南地域農山漁村女性連携会議」の開催を支援し、情報共有を図った。	B	B



基本目標 5 自立を支え健康で安定した生活のための環境整備

(重点項目 1) 男女の自立と協力の体制づくり

〔施策〕①互いが自立して協力する家庭環境づくり

- (ア) 市広報や情報誌「じょいんと」、男女共同参画地域講座、男女共同参画セミナー、男女共同参画フォーラムなどで、男女共同参画社会の意識づくりについて啓発を進めます。
- (イ) 男女共同参画地域講座、男女共同参画セミナーなどにおいて、男女共同参画推進員による紙芝居上演などの中で啓発を行います。

≪平成30年度に実施した事業≫

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市広報特集、情報誌「じょいんと」、男女共同参画地域講座、男女共同参画セミナー、各種講座で男女共同参画社会の基本をなす事項として啓発を進めた。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画地域講座、男女共同参画公開講座、周南子どもゆめまつりなどで男女共同参画推進員による紙芝居上演などにより、啓発を行った。	A	A

〔施策〕②互いの自立のために必要な学習支援

- (ア) 食生活改善推進協議会の地区活動として、男女が共に健康に配慮した食事を作ることができるよう、男性料理教室や健康料理教室を開催します。
- (イ) 公民館などで、男性の家事分野での自立を促すための学習機会の提供や、意識づけ講座の開催を実施します。

≪平成30年度に実施した事業≫

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	食育推進事業 (健康づくり推進課)	*男女とも健康に配慮した食事を作ることができるように、男性の料理教室や健康料理教室を開催した。 男性料理教室：80回開催 805人参加 健康料理教室：172回開催 2,041人参加	B	B
(イ)	生涯学習推進事業 (生涯学習課)	*市民センターで男性料理教室を開催した。(6回 受講者数93人)	A	A

（重点項目 2） 多様な生き方への対応

〔施策〕 ①多様な生き方を認め合う意識づくり

- (ア) 全庁的な取組として、さまざまな施策を男女共同参画の視点に立って実施するように努めます。
- (イ) 全庁的な取組として、男女共同参画をはじめ、人権尊重や社会教育活動など、さまざまな事業活動を通して、男女共同参画活動に取り組みます。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	全庁総合的取組 (全課)	*市のさまざまな施策を男女共同参画の視点に立って実施するよう努めた。	A	A
(イ)	全庁総合的取組 (全課)	*男女共同参画をはじめ、人権尊重や社会教育活動など、さまざまな事業活動を通して、全課で取り組んだ。	A	A

〔施策〕 ②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現する環境づくり

- (ア) 市民・企業向けのワーク・ライフ・バランスの講演会などを職員研修として位置づけ、職員の参加を増やし、さらなる意識啓発を図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	職員研修事業 (人事課)	*市民・地域・職場向けに実施するハートフル人権セミナーを市職員も受講し、意識啓発を図った。	B	B

（重点項目 3） 互いの性への理解と健康への配慮

〔施策〕 ①性を尊重する意識の浸透と母性の保護

- (ア) 妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、夫婦が協力しながら安心して育児ができるよう、情報提供や支援を行います。
- (イ) 児童・生徒に対し、思春期ふれあい体験事業などの体験学習を実施し、事業の学びを家庭や学校で深める取組を推進します。
- (ウ) 小・中学校において、発達段階に応じて意図的・組織的・計画的な指導を行います。
- (エ) 青少年健全育成関連団体との協働により、思春期の子どもに対し、互いの性を尊重し、自身の身体と心を大切に学ぶの機会を提供します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	母子保健指導事業 (健康づくり推進課)	*妊産婦には、妊娠届け出時の面接相談や乳児訪問に合わせた産婦への相談指導を実施。また、随時電話等による相談も実施した。	B	B
(イ)	母子保健指導事業 (健康づくり推進課)	*小・中学生を対象に思春期ふれあい体験学習を実施した。(5校)	A	A
(ウ)	学校教育推進事業 (学校教育課)	*助産師等を講師として学校に招き、性に対する学びの機会を提供するなど、小・中学校とも発達段階に応じて、意図的・組織的・計画的な指導を行った。	A	A
(エ)	青少年健全育成事業 (生涯学習課)	*環境浄化活動として、白ポストの設置・回収、有害図書の区分陳列を点検・指導することも環境クリーンアップ活動及び街頭補導を実施した。(定例街頭補導 26回 特別補導 3回 臨時補導 5回)	B	B
	こども家庭相談事業 (次世代支援課)	*こども家庭相談室での相談の中で個別対応した。(平成30年度相談対応の延べ人数 5,056件)	B	B

【施策】②生涯を通じた健康管理の促進

- (ア) 市民病院の待合ホールに「外来待合相談コーナー」を配置し、安全管理師長(女性スタッフ)を設置することで、健康相談や受診科目などの総合的な相談業務を行います。
- (イ) 母子健康手帳交付時から一貫した相談体制をとり、母子ともに健康に過ごせ、夫婦が協力し合い、安心して育児ができるよう支援を行います。
- (ウ) 周南市健康づくり計画に基づき、一人ひとりのライフステージにおける健康づくりを支援します。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	病院管理事業 (地域医療課)	*市民病院の地域連携室において、専属スタッフ(女性スタッフ)を配置することで、健康相談や受診科目などの総合的な相談業務を行った。	A	A
(イ)	母子保健指導事業 (健康づくり推進課)	*母子健康手帳交付時から一貫した相談体制をとり、母子ともに健康に過ごせるよう支援した。	A	A
(ウ)	健康推進事業 (健康づくり推進課)	*周南市健康づくり計画に基づき、健康寿命の延伸を目指し、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころの元気と休養」「歯・口腔」「たばこ・飲酒」「健康管理」「次世代の健康」「高齢者の健康」の8項目に取り組んだ。	B	B



（重点項目 4）高齢者・障害者が生き生き暮らせる環境づくり

〔施策〕 ①安心して暮らせる生活環境づくり

- (ア) 高齢者、子ども、障害者、生活困窮者などの多様な福祉相談に対応できる窓口体制の構築を図ります。
- (イ) 在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、地域包括支援センターの機能強化など、地域包括ケアシステムの構築を検討します。
- (ウ) 介護予防が必要な高齢者が受け入れやすい、自宅でもできる運動や認知症予防方法を検討します。
- (エ) 地域包括支援センターの増設について、審議し検討を進めます。また、抜本的に見直しを図り、体制や箇所数を検討していきます。
- (オ) 高齢者や障害者の健康診査やがん検診を実施し、健康で長生きができる生活環境づくりを行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	もやいネットセンター 推進事業 (地域福祉課)	*平成28年1月に開設した「福祉総合相談窓口」において支援を必要とする人が、適切な制度やサービス、関係機関へつながるよう、対象者を限定せずに相談を受け、対象者の状況把握、課題分析を行い、関係機関と連携した相談支援の実施に取り組んだ。	A	A
(イ)	地域包括支援センター 運営事業 (地域福祉課)	*地域包括支援センター5ヶ所、高齢者相談コーナー3ヶ所の体制で運営。地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの運営について協議。また、地域包括ケア推進会議を年6回開催し、市と地域包括支援センターの情報共有・連携体制の構築を行った。	B	B
	認知症施策総合推進事業 (地域福祉課)	*認知症家族会等の主催による認知症カフェ等の開催の支援を行った。 (2ヶ所で実施 計24回開催 延べ520人参加)	B	B
	在宅医療介護連携推進事業 (地域福祉課)	*男性介護者の集いの継続開催のため支援を行った。 (12回開催 104人参加)	A	A
	介護保険事業 (高齢者支援課)	*徳山医師会等の協力のもと、あ・うんネット周南在宅医療介護連携推進会議を設置し、事業を実施。看取り・急変時対応研修会や、市民啓発ワーキンググループ会議、コア会議、全体会議等を実施した。	A	A
(ウ)	介護保険事業 (高齢者支援課)	*国の政策・施策と連携し介護保険制度の充実を図るとともに、理解を深めるため出前講座を開催した。(9回開催 232人参加)	B	B
	地域介護予防活動支援事業、介護予防普及啓発事業 (地域福祉課)	*地域介護予防活動への支援、介護予防普及啓発の取組を実施した。 出前トーク（介護予防等）：63回開催 1,385人参加 認知症予防教室：60回開催 891人参加 いきいき百歳体操：100ヶ所で開催 1,376人参加	A	A

(エ)	地域包括支援センター 運営事業 (地域福祉課)	*地域包括支援センター5ヶ所、高齢者相談コーナー3ヶ所の体制で運営。地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの運営について協議。また、地域包括ケア推進会議を年6回開催し、市と地域包括支援センターの情報共有・連携体制の構築を行った。 B B
(オ)	健康推進事業 (健康づくり推進課)	*生活習慣病を予防、健康寿命の延伸を目指し、いつでも、どこでも、だれでも気軽に取り組める健康づくり「しゅうなんスマートライフチャレンジ」を企業、事業所、関係団体等と連携して取り組んでいる。(各世代に応じ9つのチャレンジ実施 延べ4,980人参加) A A



【施策】②高齢者・障害者の社会参画の促進

- (ア) 市民活動を支援する中で、男女を問わず、さまざまな世代が自主的・主体的に活動に参加していくための啓発を推進します。
- (イ) 高齢者が地域活動に参加できる仕組みづくりや、老人クラブ連合会を中心に会員の増加を図りながら、さらに高齢者が社会参画できる事業を検討していきます。
- (ウ) 障害者が社会参画しやすい社会になるよう、共生社会についての広報・啓発を進めていきます。
- (エ) だれもが参加しやすく、現代的課題の解決につながる講座を企画し、公民館報・チラシなどでのPRの強化を図ります。

≪平成30年度に実施した事業≫

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	市民活動推進事業 (地域づくり推進課)	*市民活動登録団体(286団体)の活動を支援する中で、活動相談にも応じながら男性も女性も活動しやすい環境づくりを進めた。	B	B
	生涯学習推進事業 (生涯学習課)	*市民センター等で多彩な趣味・文化教室を開催し、生きがいつくりと地域交流の場を作った。各施設が行う講座・教室は学び・交流プラザでデータベース化し、情報提供するとともに学習相談に応じた。	B	B
(イ)	生涯現役推進事業 (高齢者支援課)	*周南市高齢者プランに「高齢者が活躍できる社会づくりの推進」を掲げ、高齢者が地域で活躍できる場の創出に努めた。	B	B
	生涯学習推進事業 (生涯学習課)	*生涯学習活動を通して、学んだことが生かせる機会や場づくりを推進するよう取り組んだ。周南市歴史博士検定を実施し、学びの楽しさを実感する機会の提供をした。	B	B
(ウ)	地域自立支援協議会運営事業 (障害者支援課)	*障害のある人もない人も、等しくお互いの人格と個性を認め合いながら、共に住みたい地域で生活できるまちづくりを基本理念に、「障害者の福祉を考える集い」を開催し、地域社会における共生に取り組んだ。	B	B
(エ)	生涯学習推進事業 (生涯学習課)	*市民センター講座・学級を通じて、まちづくりや防災などの現代的課題について学ぶ機会を企画し、広く地域住民の参加を促した。	B	B

基本目標6 市民との協働と推進体制の整備充実

(重点項目1) 政策・施策の推進体制の機能強化

〔施策〕①推進体制の強化・充実と職員の意識高揚

- (ア) 推進本部、推進本部幹事会を定期的に開催し、本計画の進捗状況の把握と報告の推進に努めます。
- (イ) 男女共同参画の推進について職員研修を実施するとともに、職員全体の意識の醸成を図ります。
- (ウ) 市ホームページに「男女共同参画推進状況報告書」を掲示することにより、職員が男女共同参画意識を持ち、各施策にその視点を反映できるよう努めます。
- (エ) 職員研修において、女性職員の能力開発の機会の確保に努めます。

≪平成30年度に実施した事業≫

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*基本計画の連携実施、市役所内の男女共同参画推進について推進本部を開催。 基本計画事業調査・報告書作成等で幹事会が連携活動した。	A	A
(イ)	職員研修事業 (人事課)	*「周南市職員研修基本方針」(改訂版)に基づき、全庁をあげて、業務研修、登用に資する研修等へ女性職員を積極的に参加させ、意識啓発、能力向上のための計画的な研修の実施に努めた。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市ホームページに「男女共同参画推進状況報告書」を掲示することにより、職員が男女共同参画意識を持ち、各施策にその視点を反映させるように努めた。	B	B
(エ)	職員研修事業 (人事課)	*「階層別研修」「一般研修」「特別研修」「派遣研修」等の職員研修において、女性職員の能力開発の機会の確保に努めた。	A	A

〔施策〕②関係機関との連携強化

- (ア) 市ホームページにおいて、最新情報の取得及び施策の反映に努めます。また、情報収集や情報発信システムの運営を行います。
- (イ) 法務局、県、市民団体などと連携を図り、男女共同参画の推進に努めます。

≪平成30年度に実施した事業≫

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*市ホームページで国、県等のホームページとリンクさせ、情報収集、情報発信のシステムを運営した。	B	B
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*県の男女共同参画フォーラムの実行委員として、本市から参画し、フォーラム開催に努めた。	A	A

【施策】①市民リーダーの育成と自主的活動の支援

- (ア) 男女共同参画推進員が、自発的に活動できるよう支援を行います。また、地域のリーダーとして、地域住民への意識啓発の一助を担えるよう、任期中少しでも多くの男女共同参画事業に関わることでできる機会の積極的な提供に努めます。
- (イ) 産官学民連携の中での男女共同参画公開講座として、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーを開催します。
- (ウ) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画市民活動グループ「すまいるネット周南」や各地域における男女共同参画推進事業の実施に関する連携協力を推進します。
- (エ) 男女共同参画推進員と人権擁護委員の合同研修会を開き、ネットワークの拡大を図ります。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画推進員による紙芝居の上演やワールド・カフェの開催等を実施し、男女共同参画について啓発を行った。 *男女共同参画推進員が、男女共同参画セミナー兼企業職場ふれあい人権セミナーの開催に携わり、男女共同参画セミナーの参加や定例会での学習会などで自らの研修も図った。	A	A
(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画推進員9名を市民リーダーとして育成し、地域活動として男女共同参画の普及啓発にあたった。	A	A
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、徳山大学や各地域における男女共同参画推進事業の実施に関する連携協力を行った。	A	A
(エ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画推進員と人権擁護委員(周南人権擁護委員協議会)と連携してネットワークの拡大を図った。	B	B

【施策】②市民組織の育成と活動の支援

- (ア) 女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、男女共同参画市民活動グループ「すまいるネット周南」や各地域における男女共同参画推進事業の実施に関する連携協力を図ります。
- (イ) 市民活動グループ「すまいるネット周南」にフォーラムなどを委託し、さらに自立していけるよう効果的な支援を行います。
- (ウ) 男女共同参画に関する情報を関係団体に積極的に提供します。また、女性団体などの各種団体から男女共同参画審議会委員の推薦を受け、審議会委員として活躍していただけるよう支援を行います。

《平成30年度に実施した事業》

	事業名・担当課	事業の実施状況	評価	今後
(ア)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*女性団体連絡協議会、男女共同参画推進員、徳山大学と各地域における男女共同参画推進事業の実施に関する連携協力を行った。	A	A

(イ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*徳山大学地域連携センターに委託して開催する男女共同参画フォーラムの主体的な取組を支援した。 [A] [A]
(ウ)	男女共同参画推進事業 (人権推進課)	*男女共同参画に関する情報を関係団体に積極的に提供した。女性団体、市民活動グループから推薦を受けた男女共同参画審議会委員を支援した。 [A] [A]



第2次周南市男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」～ 目標指数に対する達成状況

項目	設定・算出根拠	単位	H31	H25	H26	H27	H28	H29	H30
			目標値	現状値	現状値	現状値	現状値	現状値	現状値
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【社会全体】	市民アンケート調査	%	24.0	23.2	—	—	—	—	22.8
講座、講演会、セミナーなどへの参加者数	まちづくり総合計画 すまいるプラン実施報告	人	1,750	919	1,065	1,146	1,562	2,543	1,167
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【家庭】	市民アンケート調査	%	39.0	37.0	—	—	—	—	36.2
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【教育】	市民アンケート調査	%	54.0	52.6	—	—	—	—	53.1
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【職場】	市民アンケート調査	%	25.0	22.4	—	—	—	—	26.6
男女共同参画の地位が平等と感じる人の割合【固定的な社会通年・しきたり】	市民アンケート調査	%	21.0	19.3	—	—	—	—	19.9
市の各種審議会等における女性委員の登用率	内閣府・県・市内調査	%	40.0	32.6	32.4	31.8	30.5	32.2	30.9
女性委員のいる審議会等の割合	内閣府・県・市内調査	%	95.0	80.0	88.7	88.5	83.3	84.6	81.2
自治会長に占める女性の割合	内閣府・県・市内調査	%	12.0	10.4	12.7	11.9	12.1	14.5	11.5
周南市民アンケート調査で、市政への市民参画「ぜひ参画したい」「機会があれば参画したい」という女性の割合	市民アンケート調査	%	23.0	21.9	—	—	—	—	23.9
係長以上の女性職員の割合(企業・消防除く)	内閣府・県・市内調査	%	30.0	23.3	22.9	23.2	20.9	23.0	23.0
通常保育定員数		人	2,380	2,355	2,355	2,365	2,476	2,461	2,484
延長保育実施保育数	すまいるプラン実施報告	件	18	17	17	17	19	20	20
児童クラブ実施数	まちづくり総合計画 すまいるプラン実施報告	クラブ	50	36	37	38	41	44	44
市民活動関連講座などの年間参加者数	まちづくり総合計画	人	150	139	185	89	338	251	321
市民活動グループバンクの登録団体数	まちづくり総合計画 すまいるプラン実施報告	団体	320	309	291	289	278	273	286
子育て支援や少子化対策の充実に対する満足度	市民アンケート調査	%	58.0	38.6	—	—	—	—	47.6
国際交流事業参加者数	まちづくり総合計画	人	1,100	964	921	899	1,515	1,083	1,115
自主防災組織率	まちづくり総合計画	%	100.0	86.9	87.6	100.0	100.0	100.0	100.0
市内事業者の「やまぐち男女共同参画推進事業者」認定件数	県認定数	件	35	28	30	38	42	49	51
家族経営協定数		件	8	5	6	6	8	12	12
農村女性企業グループ		件	18	13	—	—	13	13	13
認定農業者数		人	70	60	59	58	58	57	60
認定就農者累計数	まちづくり総合計画	人	6	0	10	15	22	29	33
新規漁業就業者数	まちづくり総合計画	人	10	4	5	5	5	5	7
山口県農家生活改善士の数		人	20	15	—	—	11	10	13
農業委員に占める女性の割合	内閣府・県・市内調査	%	25.0	6.0	6.5	21.9	21.9	16.7	17.7
健康教育受講者数	まちづくり総合計画	人	15,000	12,209	9,857	10,847	10,673	9,691	8,759
妊婦の健康診査受診率		%	99.0	98.7	98.9	100.4	99.7	99.3	100.7
就業・生活支援センターの支援を受け、就職した障害者数	まちづくり総合計画	人	29	23	9	15	23	8	5
老人クラブ会員数	まちづくり総合計画	人	6,700	5,512	5,283	5,359	5,386	5,554	5,604
認知症サポーター養成数	まちづくり総合計画	人	10,000	6,624	7,479	8,673	10,724	11,972	13,338

※現状値の基準年月日は、各項目に定める現在日による。

※算出根拠が市民アンケート調査による項目は、平成25年度及び平成30年度実施の現状値

すまいるプラン周南 周南市男女共同参画基本計画

平成 30 年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況報告書

令和元年(2019年)8月

周南市環境生活部人権推進課男女共同参画室

〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

TEL 0834-22-8205

FAX 0834-22-8243